

**平成 29 年度「三重県新地震・津波対策行動計画」
および「新風水害対策行動計画」実績レポート**

平成 29 年 9 月 20 日

三重県

はじめに

現行の三重県の行動計画である「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」のこれまでの取組により、県内の防災・減災対策がどの程度進捗し、現在、どのような課題があるのかを明らかにするため、みえ防災・減災センター教員であり、三重大学大学院工学研究科准教授の 川口 淳氏による指導のもと、平成 29 年 5 月から 8 月にかけて「県内防災・減災対策現況調査」を実施しました。

県民の防災・減災対策の現況については、現行計画の計画期間中に県が実施した「防災に関する県民意識調査」の結果を分析することにより、調査を行いました。

地域の現況については、県が実施した「自主防災組織活動実態調査」結果の他、「防災に関する県民意識調査」や市町からの聴き取り等により調査を行いました。

企業の現況については、県と三重大学が共同で設置した「みえ防災・減災センター」が事務局を務める「みえ企業等防災ネットワーク」の会員あてに実施したアンケートを分析することにより調査を行いました。

市町の現況については、市町にアンケートを行うとともに、各市町に対し個別にヒアリングを実施することにより調査を行いました。

県の現況については、現行の各行動計画の進行管理を行うために毎年度作成しているマネジメントシートの内容を分析することにより調査を行いました。

これら調査結果をとりまとめたものが、「平成 29 年度県内防災・減災対策現況調査結果」です。

目次

1. 「新地震・津波対策行動計画」の進捗状況の分析	12
1.1 県民の防災行動の促進	12
1.1.1 住宅の耐震化の促進	12
1.1.2 家具固定、転倒防止対策の促進	12
1.1.3 ガラス飛散防止対策の促進	13
1.1.4 ブロック塀の耐震対策の促進	13
1.1.5 部分的な耐震改修など高齢者等住宅の安全・安心を高める対策の検討	14
1.1.6 出火防止対策につながる啓発活動の実施	14
1.1.7 個人備蓄など災害時の緊急物資等における備蓄のあり方検討	14
1.1.8 個人備蓄の促進に向けた啓発活動の実施	15
1.1.9 津波避難に関する三重県モデルの促進	15
1.1.10 「防災みえ.jp」メール配信サービス等への加入促進	16
1.1.11 総合防災訓練（実動訓練）の実施	16
1.1.12 家庭の耐震化につながる防災教育の実施	17
1.1.13 みえの防災大賞の実施	17
1.1.14 地震防災シンポジウム・講演会の開催・参加促進	17
1.1.15 出前トーク等による住民への周知啓発	17
1.1.16 体感・体験型の防災啓発の実施	18
1.1.17 マスメディアを活用した防災啓発	18
1.1.18 「子どもや孫を地震から守るために」を切り口とした防災啓発の強化	18
1.1.19 液化危険度予測の県民・事業者等への周知	19
1.1.20 外国人住民を対象とした防災啓発の実施	19
1.1.21 三重県総合博物館と連携した防災啓発の実施	19
1.1.22 地域の津波遺産継承のための過去の津波痕跡・教訓の発掘	19
1.2 防災人材の育成・活用	20
1.2.1 「みえ防災・減災センター（仮称）」による防災人材等リソースの活用	20
1.2.2 自主防災組織リーダー等の人材育成	20
1.2.3 女性防災人材の育成	21
1.2.4 企業防災担当者の人材育成	21
1.2.5 観光事業者・観光関係団体を対象とした防災面からの人材育成	22
1.2.6 市町、地域、企業等における防災人材の活動支援	22
1.2.7 災害時における障がい者の障がい特性についての理解を促進させる研修の実施	22
1.2.8 消防職員、消防団員の教育訓練の充実	23
1.2.9 民生委員・児童委員に対する研修の実施	23
1.2.10 防災現場における男女共同参画の推進	23
1.3 防災教育の推進	24
1.3.1 防災ノート等の活用による防災教育の推進	24
1.3.2 学校防災リーダーの養成	24

1.3.3 防災に関する学校と地域との連携の推進	24
1.3.4 「学校における防災の手引」の活用	25
1.3.5 教職員研修の充実	25
1.3.6 幼稚園・小中学校における地震体験啓発の実施	25
1.4 災害時要援護者への支援（予防対策）	26
1.4.1 災害時要援護者の個別支援計画作成の促進	26
1.4.2 障がい者、高齢者等の災害時要援護者が参画した避難訓練の実施の促進	26
1.4.3 災害時要援護者支援用具等の利用促進及び新たな支援用具等の研究・開発促進	26
1.4.4 障がい福祉サービス施設の耐震化の促進	27
1.4.5 高齢者関係施設（特別養護老人ホーム等）の耐震化の促進	27
1.4.6 児童福祉施設の耐震化の促進	27
1.4.7 災害時要援護者の避難に配慮した施設整備	27
1.4.8 避難用シェルターや防災ベッド等の利用促進	27
1.5 地震・津波に強いまちづくりの推進	28
1.5.1 高速道路等のミッシングリンク(未開通区間)の解消	28
1.5.2 緊急輸送道路の整備	28
1.5.3 道路啓開対策の推進	28
1.5.4 鉄道施設の耐震対策の促進	28
1.5.5 海岸堤防における地震・津波対策の推進	29
1.5.6 河川堤防における地震・津波対策の推進	29
1.5.7 港湾施設の防災・減災対策の推進	29
1.5.8 漁港施設の防災・減災対策の推進	29
1.5.9 水門・排水機場の耐震化の推進	30
1.5.10 陸閘の開閉動力化の推進	30
1.5.11 下水道施設の耐震化	30
1.5.12 農業集落排水施設の耐震検討及び耐震化	30
1.5.13 漁船や養殖施設の減災対策の促進	30
1.5.14 老朽化した土地改良施設の修繕・補修	31
1.5.15 農業用ため池等における土砂災害対策の推進	31
1.5.16 農業用ため池決壊等にかかるハザードマップの作成	31
1.6 重要施設の耐震化	32
1.6.1 公立小中学校の耐震化の促進	32
1.6.2 公立小中学校の非構造部材の耐震化の促進	32
1.6.3 私立学校の耐震化の促進	32
1.6.4 県立学校耐震化完了に向けた工事の実施	32
1.6.5 県立学校の非構造部材の耐震対策の実施	32
1.6.6 災害拠点病院等の耐震化の推進	32
1.6.7 放課後児童クラブにおける耐震対策の促進	33
1.6.8 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進	33
1.6.9 大規模空間建築物の天井の脱落防止対策の促進	33

1.6.10 県有建築物の耐震化の推進	34
1.6.11 県庁各職場における書庫や事務機器等の地震対策の実施	34
1.7 安全な避難空間の確保	35
1.7.1 市町が進める津波避難路の整備促進	35
1.7.2 津波避難のための新たな施設、設備の整備促進	35
1.7.3 津波避難ビル等にかかるガイドラインに基づく安全性の点検促進	36
1.7.4 災害発生時に避難路となる農道及び漁港関連道の整備	36
1.7.5 急傾斜地崩壊防止施設整備による安全な避難空間の確保	36
1.7.6 避難場所となるオープンスペース（公園緑地等）の確保	36
1.7.7 電線類地中化の推進	37
1.7.8 屋外広告板・窓ガラス等落下物の安全対策の促進	37
1.7.9 自動販売機の耐震対策の促進	37
1.7.10 防災上の支障となる空き家の対策にかかる市町支援の検討	37
1.7.11 エレベーター閉じ込め事故対策の促進	38
1.8 企業防災活動の推進	39
1.8.1 みえ企業等防災ネットワークを通じた企業防災力の向上	39
1.8.2 事業所等における業務継続計画（ＢＣＰ）策定の促進	39
1.8.3 主要観光地の防災対策にかかる課題検討の場づくり	40
1.8.4 従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進	40
1.8.5 企業向け防災対策融資制度の周知	41
1.9 産業保安の確保	42
1.9.1 石油コンビナート等防災アセスメント調査の実施	42
1.9.2 高圧ガス製造施設等への立入検査・保安検査の徹底	42
1.9.3 危険物等施設の安全管理者に対する講習会の実施	42
1.10 災害対策本部の機能強化	43
1.10.1 災害対策本部における初動期の機能・体制の確保・強化	43
1.10.2 新たな防災情報プラットフォームの構築	43
1.10.3 業務継続計画（ＢＣＰ）の策定	44
1.10.4 図上訓練の実施	44
1.10.5 防災関係機関との連携強化	44
1.10.6 初動警察体制の強化	45
1.10.7 災害発生時における非常通信の確保	45
1.10.8 災害対策本部機能継続のためのライフラインや燃料の確保	45
1.10.9 災害対策本部活動スペースの確保の検討	45
1.10.10 津波浸水を考慮した参集のあり方及び災害対策本部代替機能の検討	46
1.10.11 海底地震観測網を活用した情報の確保	46
1.10.12 職員の防災対策の推進	46
1.10.13 職員の情報伝達訓練の実施	47
1.10.14 職員の防災研修の実施	47
1.10.15 非常時に備えた通信統制訓練の実施	47
1.10.16 防災関係機関による通信機器の操作習熟度の向上	47

1.10.17 防災行政無線を操作する無線従事者の養成	48
1.10.18 交番・駐在所の防災機能の強化	48
1.10.19 災害時の出納業務の対応能力の向上	48
1.11 災害時の情報収集・伝達体制の強化	49
1.11.1 災害時における映像情報を活用した情報の共有化	49
1.11.2 ヘリコプターテレビシステムを活用した画像情報の収集・伝達	49
1.11.3 消防救急無線設備のデジタル化への移行促進	49
1.11.4 災害時における迅速な被災状況の把握	49
1.11.5 被災建築物応急危険度判定コーディネーターの確保	50
1.11.6 市町の防災行政無線（屋外スピーカー等）の総点検の結果をふまえた改善 ..	50
1.11.7 緊急速報メールの市町への導入促進	50
1.11.8 SNS（ソーシャルネットワークサービス）を活用した情報提供のあり方検討	50
1.11.9 外国人観光客の防災情報入手利便性の向上	51
1.12 緊急輸送の確保と孤立の解消	52
1.12.1 発災時における集落の孤立可能性の把握	52
1.12.2 緊急輸送道路沿いの一定規模以上の建築物の耐震化の促進	52
1.12.3 道路啓開対策の推進（一部再掲）	52
1.12.4 緊急輸送ヘリコプターの燃料確保	52
1.12.5 ヘリポート、活動拠点に関する活用可能性の検証	53
1.12.6 被災した公共土木施設に対する応急復旧体制の強化	53
1.12.7 港湾機能継続計画の策定	53
1.13 広域応援・受援体制の整備	54
1.13.1 広域防災拠点の整備・機能強化	54
1.13.2 災害時の支援等に関する協定の拡充	54
1.13.3 近隣府県との連携訓練の実施	54
1.13.4 警察災害派遣隊の運用	54
1.13.5 災害時のボランティア受入体制の整備	54
1.13.6 災害時のボランティア活動に関する連携強化	55
1.13.7 市町広域火葬実施体制整備の促進	55
1.14 医療救護体制の充実	56
1.14.1 災害拠点病院等での非常用発電機能の確保	56
1.14.2 災害拠点病院等での医薬品の備蓄、供給体制の検討	56
1.14.3 災害拠点病院の訓練実施・参加促進	56
1.14.4 災害拠点病院の被災を予測した補完機能の確保	56
1.14.5 救急告示医療機関のEMIS参加促進	57
1.14.6 EMISを用いた災害医療情報の国、県、関係団体間の共有	57
1.14.7 災害時の医療を迅速かつ円滑に提供できる体制の整備	57
1.14.8 地域における災害時の医療に関するコーディネート機能の確保	57
1.14.9 地域における災害医療ネットワークの構築	58
1.14.10 SCUの機能の確保	58

1.14.11 避難所や救護所における医療ニーズの収集方法の検討（体制、ルール作り）	58
1.14.12 避難所での衛生管理体制の確保	58
1.14.13 遺体を取り扱う体制の整備	59
1.15 市町防災力の向上に向けた支援	60
1.15.1 市町が主体的に取り組む防災・減災対策への支援の実施	60
1.15.2 図上訓練等を通じた市町との連携体制の確立	60
1.15.3 常備消防の充実強化	60
1.15.4 消防団の活動支援	61
1.15.5 防災担当職員の防災情報システム操作能力向上	61
1.16 災害時要援護者への支援（応急対策）	62
1.16.1 三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進	62
1.16.2 福祉避難所の指定等の促進	62
1.16.3 介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設）の相互支援協定の締結促進	62
1.16.4 「避難所情報伝達キット-絵表示・多言語-つ・た・わ・るキット」の活用促進	63
1.16.5 「みえ災害時多言語支援センター」を通じた支援の実施	63
1.16.6 三重県災害時保健師活動マニュアルの活用促進	63
1.16.7 災害時こころのケア活動マニュアルの活用促進	63
1.17 男女共同参画の視点に立った災害対応・支援体制の確保	64
1.17.1 男女共同参画の視点を持った相談対応への支援	64
1.17.2 防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	64
1.18 避難対策・帰宅支援対策の強化	65
1.18.1 市町の避難整備計画作成の促進	65
1.18.2 避難所や避難場所・津波避難ビル等の整備支援	65
1.18.3 避難者視点から見た災害リスクの見える化	65
1.18.4 避難誘導等における危機回避	66
1.18.5 海拔ゼロメートル地帯等における広域避難体制の検討	66
1.18.6 大規模移送にかかるバス事業者との協定の締結	66
1.18.7 観光客への対応を想定した訓練の実施	67
1.18.8 災害時帰宅支援ステーションの協定締結の推進	67
1.18.9 災害時帰宅支援ステーションの周知	67
1.19 避難生活の支援体制の充実	68
1.19.1 三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドラインの活用促進	68
1.19.2 給食施設災害時体制づくりの推進	68
1.19.3 応急的な住宅の確保（応急仮設住宅）	68
1.19.4 応急的な住宅の確保（一時提供住宅）	69
1.19.5 災害時支援活動団体への支援	69
1.19.6 「ペットの防災対策ガイドライン」の策定・普及	69
1.20 ライフライン・生活環境の復旧対策の推進	70
1.20.1 災害廃棄物処理計画の策定	70

1.20.2 ライフライン関係機関との災害復旧シナリオの共有	70
1.20.3 水道の主要施設である水管橋の耐震化推進	70
1.20.4 市町水道事業者の応急給水体制の情報共有	70
1.20.5 下水道地震・津波BCP計画の策定	71
1.20.6 工業用水道の主要施設である水管橋の耐震化推進	71
1.20.7 工業用水道の浄水場等における主要施設の耐震化推進	71
1.21 被災者の生活再建支援	72
1.21.1 住宅相談体制の構築	72
1.21.2 被災時の緊急雇用創出のための情報収集とノウハウの蓄積	72
1.21.3 被災農林水産業者の経営再建資金制度の周知	72
1.22 地域コミュニティの維持・継続に配慮した復興に向けての準備	73
1.22.1 「三重県復興指針（仮称）」の策定	73
1.22.2 住宅復興計画策定のための事前検討	73
1.22.3 震災復興に関する市町への情報提供	73
1.22.4 復旧・復興期まで視野を広げた防災啓発の実施	74
1.22.5 地震津波に強い都市計画指針検討	74
1.22.6 地籍調査の促進	74
1.22.7 東日本大震災被災地での活動等の共有と活用	75
2. 新風水害対策行動計画	76
2.1 県民の防災行動の促進	76
2.1.1 風水害に関する防災啓発の推進	76
2.1.2 停電、断水、道路途絶等に備えるための個人備蓄の促進	76
2.1.3 「防災みえ.jp」メール配信サービス等への加入促進	76
2.1.4 市町が取り組む洪水ハザードマップの作成支援	77
2.1.5 市町が取り組む内水ハザードマップの作成支援	77
2.1.6 市町が取り組む土砂災害ハザードマップの作成支援	77
2.1.7 防災シンポジウム・講演会の開催・参加促進	78
2.1.8 出前トーク等による住民への周知啓発	78
2.1.9 マスメディアを活用した防災啓発の実施	78
2.1.10 外国人住民を対象とした防災啓発の実施	78
2.1.11 総合防災訓練（実動訓練）の実施	79
2.1.12 三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進	79
2.1.13 みえの防災大賞の実施	79
2.1.14 個人備蓄など災害時の緊急物資等における備蓄のあり方検討	79
2.1.15 三重県総合博物館や三重県立図書館等と連携した防災啓発の実施	80
2.1.16 「みえ防災・減災アーカイブ」の充実	80
2.2 防災人材の育成・活用	81
2.2.1 「みえ防災・減災センター」による防災人材等リソースの活用	81
2.2.2 市町職員に対する実践的な研修カリキュラムの提供と実施	81
2.2.3 地域防災力の中核を担う消防団の充実・強化	81

2.2.4 消防職員にかかる教育訓練の充実	82
2.2.5 消防団員にかかる教育訓練の充実	82
2.2.6 自主防災組織の指導的役割を果たすことができる消防団員の養成	82
2.2.7 実践的な活動ができる自主防災組織リーダーづくり	83
2.2.8 消防団と自主防災組織の連携強化に向けた実践的な取組の推進	83
2.2.9 女性防災人材の育成	84
2.2.10 企業防災担当者の人材育成	84
2.2.11 観光事業者・観光関係団体を対象とした防災面からの人材育成	85
2.2.12 災害時における障がい者の障がい特性についての理解を促進させる研修の実施	85
2.2.13 民生委員・児童委員に対する研修の実施	85
2.2.14 防災現場における男女共同参画の推進	85
2.3 防災教育の推進	86
2.3.1 防災ノート等の活用による防災教育の推進	86
2.3.2 学校防災リーダーを中心とした防災教育の推進	86
2.3.3 防災に関する学校と地域との連携の推進	86
2.3.4 「学校における防災の手引」の活用	86
2.3.5 学校における児童生徒の安全確保にかかる検討の実施	87
2.3.6 教職員研修の充実	87
2.4 災害時要援護者への支援（予防対策）	88
2.4.1 避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の整備促進	88
2.4.2 災害時要援護者の保護にかかる検討の実施	88
2.4.3 障がい者、高齢者等の災害時要援護者が参画した避難訓練の実施の促進	89
2.4.4 災害時要援護者支援用具等の利用促進及び新たな支援用具等の研究・開発促進	89
2.5 風水害に強いまちづくりの推進（水害・高潮対策）	90
2.5.1 洪水防止対策の推進（河川・ダムの整備）	90
2.5.2 洪水防止対策の推進（河川堆積土砂の撤去）	90
2.5.3 洪水防止対策の推進（河川・ダム・海岸・港湾・漁港・砂防施設の点検）	90
2.5.4 河川堤防における脆弱箇所対策等の推進	90
2.5.5 水門・排水機場の正常な機能確保	91
2.5.6 老朽化した土地改良施設の修繕・補修	91
2.5.7 道路冠水対策の推進	91
2.5.8 迅速な避難に資する情報提供の推進（河川浸水想定区域図の作成、水位情報の提 供）	91
2.5.9 海岸保全対策の推進（海岸堤防等の整備）	92
2.5.10 漁港施設の風水害対策の推進	92
2.5.11 避難場所となるオープンスペース（公園緑地等）の確保	92
2.6 風水害に強いまちづくりの推進（土砂災害対策）	93
2.6.1 土砂災害危険箇所における土砂災害防止施設整備の推進	93

2.6.2 土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査の推進	93
2.6.3 土砂災害警戒避難体制づくりへの支援強化	93
2.6.4 宅地災害予防対策の促進	93
2.6.5 治山対策の推進	94
2.6.6 災害に強い森林づくりの推進	94
2.6.7 農業用ため池等における土砂災害対策の推進	94
2.6.8 農業用ため池決壊等にかかるハザードマップの作成	95
2.6.9 大規模土砂災害等災害リスクを都市計画基本方針へ反映	95
2.7 企業防災活動の促進	96
2.7.1 みえ企業等防災ネットワークを通じた企業防災力の向上	96
2.7.2 事業所等における業務継続計画（BCP）策定の促進	96
2.7.3 主要観光地の防災対策にかかる課題検討の場づくり	96
2.7.4 従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進	97
2.7.5 企業向け防災対策融資制度の周知	97
2.8 発災に備えた直前対策の強化	98
2.8.1 「三重県版タイムライン（仮称）」の策定	98
2.8.2 災害対策本部における初動期の機能・体制の確保・強化	98
2.8.3 「三重県防災情報プラットフォーム」の構築	98
2.8.4 水防体制の充実・強化及び水防資材の補給	99
2.8.5 図上訓練の実施	99
2.8.6 市町における避難勧告等にかかる基準の整備・再点検の促進	99
2.8.7 海拔ゼロメートル地帯等における広域避難体制の検討	99
2.8.8 大規模移送にかかるバス事業者との連携	100
2.9 災害対策本部の機能強化	101
2.9.1 三重県業務継続計画（BCP）の策定	101
2.9.2 防災関係機関との連携強化	101
2.9.3 初動警察体制の強化	101
2.9.4 災害警備訓練の実施	101
2.9.5 防災関係機関の相互連携	101
2.9.6 災害発生時における非常通信の確保	102
2.9.7 災害対策本部機能継続のライフラインや燃料の確保	102
2.9.8 職員の情報伝達訓練の実施	102
2.9.9 職員の防災研修の実施	102
2.9.10 非常時に備えた通信統制訓練の実施	102
2.9.11 防災関係機関による通信機器の操作習熟度の向上	103
2.9.12 防災行政無線を操作する無線従事者の養成	103
2.9.13 水防技術講習会を通じた災害対策用機械の操作技術の習得	103
2.9.14 交番・駐在所の防災機能の強化	103
2.9.15 災害時の出納業務の対応能力の向上	103
2.10 災害情報の収集・伝達体制の強化	104
2.10.1 災害時における映像情報を活用した情報の共有化	104

2.10.2	ヘリコプターテレビシステムを活用した画像情報の収集・伝達	104
2.10.3	消防救急無線設備のデジタル化への移行促進	104
2.10.4	災害時における迅速な被災状況の把握	104
2.10.5	被災宅地危険度判定士の養成	105
2.10.6	「Ｌアラート（公共情報コモンズ）」の円滑な運用	105
2.10.7	「緊急速報メール」の市町への導入促進	105
2.10.8	ＳＮＳ（ソーシャルネットワークサービス）を活用した情報提供のあり方検討	105
2.11	孤立の解消に向けた対策の推進	106
2.11.1	孤立化を防止するための避難所等における整備促進	106
2.11.2	緊急輸送道路の整備	106
2.11.3	雨量規制区間の代替ルートの確保	106
2.11.4	高速道路等のミッシングリンク(未開通区間)の解消	106
2.11.5	道路防災対策の推進	107
2.11.6	緊急輸送ヘリコプターの燃料確保	107
2.11.7	道路啓開対策の推進	107
2.11.8	被災した公共土木施設に対する応急復旧体制の強化	108
2.12	広域応援・受援体制の整備	109
2.12.1	災害時の支援等に関する協定の拡充	109
2.12.2	広域防災拠点の整備・機能強化	109
2.12.3	警察災害派遣隊の運用	109
2.12.4	消防における広域応援体制の充実強化	109
2.12.5	災害時のボランティア受入体制の整備	110
2.12.6	災害時のボランティア活動に関する連携強化	110
2.13	医療救護体制の充実	111
2.13.1	災害拠点病院等での非常用発電機能の確保	111
2.13.2	災害拠点病院等での医薬品の備蓄、供給体制の検討	111
2.13.3	災害拠点病院の訓練実施・参加促進	111
2.13.4	災害拠点病院の被災を予測した補完機能の確保	111
2.13.5	救急告示医療機関のＥＭＩＳ参加促進	111
2.13.6	ＥＭＩＳを用いた災害医療情報の国、県、関係団体間の共有	112
2.13.7	災害時の医療を迅速かつ円滑に提供できる体制の整備	112
2.13.8	地域における災害時の医療に関するコーディネート機能の確保	112
2.13.9	地域における災害医療ネットワークの構築	112
2.13.10	避難所や救護所における医療ニーズの収集方法の検討（体制、ルール作り）	112
2.13.11	避難所での衛生管理体制の確保	112
2.13.12	遺体を取り扱う体制の整備	113
2.14	市町防災力の向上に向けた支援	114
2.14.1	市町が主体的に取り組む防災・減災対策への支援の実施	114
2.14.2	市町における図上訓練の実施支援	114

2.14.3 防災担当職員の防災情報システム操作能力向上	114
2.14.4 常備消防の充実強化	114
2.14.5 消防団の活動支援	115
2.15 災害時要援護者への支援（応急対策）	116
2.15.1 福祉避難所の指定等の促進	116
2.15.2 介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設）の相互支援協定の締結促進	116
2.15.3 「避難所情報伝達キット-絵表示・多言語-つ・た・わ・るキット」の活用促進	116
2.15.4 「みえ災害時多言語支援センター」を通じた支援の実施	117
2.15.5 三重県災害時保健師活動マニュアルの活用促進	117
2.15.6 災害時こころのケア活動マニュアルの活用促進	117
2.15.7 男女共同参画の視点を持った相談対応への支援	117
2.16 男女共同参画の視点に立った災害対応・支援体制の確保	118
2.16.1 防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	118
2.17 帰宅支援対策の強化	119
2.17.1 災害時帰宅支援ステーションの協定締結の推進	119
2.17.2 災害時帰宅支援ステーションの周知	119
2.18 避難生活の支援体制の充実	120
2.18.1 三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドラインの活用促進	120
2.18.2 給食施設災害時体制づくりの推進	120
2.18.3 応急的な住宅の確保（応急仮設住宅）	120
2.18.4 応急的な住宅の確保（一時提供住宅）	120
2.18.5 災害時支援活動団体への支援	121
2.18.6 「ペットの防災対策ガイドライン」の策定・普及	121
2.19 ライフライン・生活環境の復旧対策の推進	122
2.19.1 市町水道事業者の応急給水体制の情報共有	122
2.19.2 水道における危機管理体制の強化	122
2.19.3 ライフライン関係機関との災害復旧シナリオの共有	122
2.19.4 災害廃棄物処理計画の策定	122
2.20 被災者の生活再建支援	123
2.20.1 農業版BCPの策定	123
2.20.2 農林水産業者への共済制度等の周知	123
2.20.3 被災農林水産業者の経営再建資金制度の周知	123

1. 「新地震・津波対策行動計画」の進捗状況の分析

1.1 県民の防災行動の促進

1.1.1 住宅の耐震化の促進

a. 県の進捗

木造住宅の耐震化を促進するため、無料耐震診断や耐震設計・補強工事への補助を行い、さらに住宅戸別訪問や耐震相談会を行う等普及啓発に取り組みました。

しかし、「県内の住宅基準を満たした住宅の割合」は、H24 80.7%→H28 83.1%とやや増加しているものの、平成 29 年度目標の 92.0%は達成できない見込みです。

b. 県民の進捗分析

平成 28 年度「防災に関する県民意識調査」の調査結果によると、耐震診断を受けない理由としては、「補強が必要になっても費用が出せないから」「耐震化しても大地震の被害は避けられないと思うから」「診断費用がかかるから」という回答が多くみられます。また、耐震補強をしない理由としては、「補強工事に多額の費用がかかるから」という回答が大半を占めています。住宅の耐震化率向上のためには、個人負担の軽減が課題と考えられます。

一方で、熊本地震で明らかになった課題のうち、危機感を感じるものとして「多くの住宅が倒壊したこと」と回答した割合が高いことから、住宅耐震性への関心度は高まっていることも予想されます。

1.1.2 家具固定、転倒防止対策の促進

a. 県の進捗

地域減災力強化推進補助金の災害時要援護者対策推進事業において、市町が実施する家具転倒防止対策を補助対象メニューとして、市町の取組を支援するとともに、家具固定の必要性について、出前トーク等の防災講話や地震体験車による啓発、防災啓発パンフレット等を活用し啓発を実施しました。

家具固定を行わない理由としては、「手間がかかる」が最も多く、約 5 割を占め、「固定しても被害はでると思う」、「家が新築で壁などに傷をつけたくない」、「壁が石膏ボードのため、取り付けできない」等の意見も見られます。

b. 市町の進捗

家具固定については、固定率の数字を把握している市町は少なく、県の補助金を活用して高齢者世帯に対する家具固定経費の補助を行っているところが多くなっています。実績については、それほど多くは実施されていないという市町が多くなっていますが、一部では高齢者向けのセミナー等の機会を活用した制度の PR や、対象を高齢者世帯以外に拡大したり、

複数回の制度利用を認めるなど、さらなる制度利用を図っているケースも見られます。

c. 県民の進捗分析

平成 28 年度「防災に関する県民意識調査」の調査結果からは、「家具を大部分固定している」、「一部固定している」を合わせた県民の割合は、H24 51.8%→H28 50.1%となっており、県民の家具固定の対策が進んでいません。

固定していない人の理由としては「手間がかかるから」と「固定しても被害が出ると思うから」「費用がかかるから」という回答が多くみられます。

d. 企業の進捗

主な事業所内の什器等の転倒防止対策について、約半数の事業所で実施されており、さらに、約 33%の事業所が実施予定となっています。照明器具、機器類の振動防止、落下対策については、約 62%が実施済あるいは実施予定となっています。

1.1.3 ガラス飛散防止対策の促進

a. 県の進捗

地域減災力強化推進補助金の避難所総合整備推進事業において、市町が実施する避難所の窓ガラス飛散防止対策を補助対象メニューとして、市町の取組を支援するとともに、窓ガラス飛散防止対策の重要性について、出前トーク等の防災講話や地震体験車による啓発、防災啓発パンフレット等を活用し啓発を実施しました。

b. 市町の進捗

市町施設のガラス飛散防止対策は、21 市町で対策済み施設が概ね 50%未満となっています。そのうちの半数以上の市町ではガラス飛散防止対策に着手出来ていません。

市民向けのガラス飛散防止対策の PR 等も、実施している市町は比較的少ない状況です。

c. 企業の進捗

事業所の窓ガラスの飛散防止対策は、約 57%の事業所で実施済みあるいは実施予定があるとなっています。一方で、約 40%の事業所では実施予定がないとなっているため、事業中の発災時であれば従業員の負傷、事業時間外の発災時であれば、事業再開の準備への支障が懸念されます。

1.1.4 ブロック塀の耐震対策の促進

a. 県の進捗

建築物防災週間（2 回）において、各建設事務所と特定行政庁により、危険なブロック塀

が無いパトロールを実施し、適宜管理者に対し安全確保を啓発しました。このほか、建築担当窓口にパンフレットを配置し、日常業務において、設計関係者等にブロック塀の安全確保を啓発しました。

また、出前トークや防災講演、啓発冊子等を活用し、広く県民に向けた啓発を行いました。

b. 市町の進捗

ブロック塀については、半数の市町において啓発活動は出来ていますが、その他の市町では特に行われていません。

約2割の市町ではブロック塀の撤去に係る補助制度を設けています。しかし、補助制度の活用事例は多くなく、ブロック塀撤去の取組は進んでいません。

1.1.5 部分的な耐震改修など高齢者等住宅の安全・安心を高める対策の検討

a. 県の進捗

三重県建築物耐震改修促進計画で掲げた「部分的な耐震改修（一室補強等）に係る支援」について費用負担がネックとなって耐震改修をためらう方等に耐震シェルターの設置や、倒壊の可能性を下げる簡易耐震補強に対する支援を行いました。

なお、部分的な耐震改修について、評価基準の確立を国へ要望したが、技術的に確立困難であるとの見解が得られました。

1.1.6 出火防止対策につながる啓発活動の実施

a. 県の進捗

防災技術専門員や指導員が、出前トーク等防災講話の場を活用して、地域や企業に対し感震ブレーカーの役割や必要性を啓発することで、普及促進を図りました。

1.1.7 個人備蓄など災害時の緊急物資等における備蓄のあり方検討

a. 県の進捗

災害時における緊急物資等の備蓄や調達に関する各主体（自助・共助・公助）の役割分担などの基本的な方向性を示した「災害時の緊急物資等にかかる備蓄・調達の指針」を作成しました。また、市町の参加を得て「公的備蓄・調達にかかる検討会」を設置し、備蓄や調達に関する県と市町の役割分担等について検討を進め、「三重県備蓄・調達基本方針」として取りまとめました。

1.1.8 個人備蓄の促進に向けた啓発活動の実施

a. 県の進捗

多様なメディアや啓発冊子、あるいは研修やイベントなどを通じて、県民に向けて個人備蓄の必要性とその方法を周知することで、水や食料など個人備蓄の促進を図りました。

b. 市町の進捗

広報誌による啓発のほか、町内各小中学校や子供サークル等の防災教育の実施、またそれらを通じて家庭にも備蓄を促進するといった取組が、一部の市町でされています。消費期限の近い備蓄品の活用など、工夫もされています。

備蓄状況の調査等はほとんどの市町で実施されておらず、正確な状況は不明ですが、実際の対応状況はそれほど進んでいないと考えられています。

1.1.9 津波避難に関する三重県モデルの促進

a. 県の進捗

県が進めている、住民一人ひとりが作成する「My まっぷラン」を活用した地域全体の津波避難計画作成に取り組む地域は、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、実践的なワークショップなど地域の活動に対する実地支援を行っていますが、平成 28 年度末時点で県内に 19 ある沿岸市町のうち、9 市町 46 地区となっています。

しかし、深刻な浸水被害が予測される熊野灘沿岸地域に比べ、伊勢湾沿岸市町での取組が進んでいません。

b. 市町の進捗

津波の浸水区域が含まれるすべての市町で、津波避難計画の策定が行われています。東日本大震災以降、「三重県緊急地震対策行動計画」や「三重県新地震・津波対策行動計画」により、津波避難対策を緊急的、重点的に進めた結果、沿岸市町における津波避体制の検討が進みました。

c. 県民の進捗分析

熊野灘に面する鳥羽市以南での「夜間に大地震に遭遇した際に避難しない」と答えた県民の割合は、H25 10.9%→H28 5.7%と大きく減少しており、深刻な津波被害が予測される地域では、津波避難の意識が浸透し、取組も活発になっているものと考えられます。

一方で、伊勢湾に面する市町での「夜間に大地震に遭遇した際に避難しない」と答えた県民の割合は、H25 7.0%→H28 7.5%と改善しておらず、津波避難に対する意識の低さが懸念されます。

d. 企業の進捗

事業所の建物（主な事業を行っている場所）の浸水対策（津波や洪水、高潮等）については、約 40%の事業所が必要と考え、また実施済み・実施予定ですが、約 17%の事業所が、浸水対策の必要性は感じているが実施する予定がない、と考えています。また、約 10%の企業が、浸水対策が必要かどうか分からないと考えています。

ハザードマップ等を示して事業所の浸水対策について情報共有・検討する場が必要と考えられます。

1.1.10 「防災みえ.jp」メール配信サービス等への加入促進

a. 県の進捗

メール配信の登録者数は増加しているものの、その伸びは鈍化しています。

このため、これまでの登録制メールに加えて、ツイッターによる気象情報の提供を行うことにより、複数の情報伝達手段による情報提供が可能となりました。

1.1.11 総合防災訓練（実動訓練）の実施

a. 県の進捗

県内各地域を会場として、毎年度訓練を実施しています。各回ごとに課題や訓練テーマを設定し、それらを解決するため地域住民・自主防災組織・消防団・防災関係機関や協定締結団体等との連携を強化するとともに、自助・共助・公助の強化に取り組んできました。

b. 市町の進捗

各市町で全地区が一斉に防災訓練を実施する日を設け、各地区では地区住民、消防団、自主防災会が参加し、避難、救出・救護訓練等が実施されています。避難経路の選定（タウンウォッチング）や避難所運営訓練（マニュアルの運用）を行う等、実践的な訓練を実施するケースも見られます。

各地区と市町の連携としては、役場との情報伝達訓練や、任意の地区での市町職員の連携訓練等を実施している場合もありますが、連携した訓練が行われていない市町も一部で見られます。

意識の高い住民からは、「避難訓練の内容に変化がない」等の課題が挙げられており、訓練を継続していくための工夫が課題となっています。事前周知無しの避難訓練の手法等、アドバイスを行う等の支援が有効と考えられます。

c. 企業の進捗

事業所における、従業員が参加する防災訓練について、約 83%の企業が 1 年に 1 回以上実施しています。実施内容としては、避難訓練（約 76%）、消火訓練（約 69%）、安否確認訓練（約 69%）が比較的多くなっています。

一方、本部運営訓練や被害確認訓練、非常用発電機による停電時の対応訓練などの実施割合は3割またはそれ以下となっています。

また、防災訓練を実施していない事業所が約7%あります。

1.1.12 家庭の耐震化につながる防災教育の実施

a. 県の進捗

防災ノートについて、学校の意見を踏まえ、ワークシートを追加したほか、家の安全点検について家族で話し合った感想を記入する欄を設けるなど、家庭での活用が促進されるよう取り組みました。

1.1.13 みえの防災大賞の実施

a. 県の進捗

毎年度1回「みえの防災大賞」を実施し、自主的な防災活動の表彰や特色ある取組の周知を行うことで、自主的な防災活動に取り組む団体の活動意欲を促進するとともに、今後の防災活動の活性化を図りました。

1.1.14 地震防災シンポジウム・講演会の開催・参加促進

a. 県の進捗

「みえ防災・減災センター」が市町や関係機関と連携し、「みえ風水害対策の日シンポジウム」や「みえ地震対策の日シンポジウム」などの啓発イベントを、年2回開催しています。

b. 県民の進捗

「東日本大震災以降、危機意識が薄れつつある県民の割合」は、平成24年度は41.9%であったものの、平成27年度には56.6%まで増加しており、時間の経過とともに、県民の防災意識が低下していることが顕著となっています。

大きな災害が発生すると一時的に県民の防災意識は向上しますが、県がこれまでに実施してきた防災啓発では、県民の防災意識の低下に歯止めをかけることは難しいことが明らかになりました。

1.1.15 出前トーク等による住民への周知啓発

a. 県の進捗

出前トーク等を通じて、地域・企業・学校などに対する啓発を実施するとともに、自主防災組織の活性化に向けた取組において、防災技術指導員が地域に出向き、直接住民に対する啓発を行うことで、県民の防災意識の向上や災害に対する自主的な備えを促しました。

市町や地域等からの要請に基づき「出前トーク」等の防災講話を実施しており、平成 25 年度から 28 年度までの累計では、519 回に達します。

1.1.16 体感・体験型の防災啓発の実施

a. 県の進捗

地域の防災研修や行事などにおいて、防災すごろく等の啓発コンテンツや防災啓発車を活用した啓発を実施し、県民の防災意識向上を図りました。

また、すべての市町において、避難所開設訓練や HUG 等が実施されるよう働きかけをおこなっています。

b. 市町の進捗

ほとんどの市町で、「防災すごろく」、「地震体験車」など県の体感・体験型の防災啓発ツールを活用したことがあります。

地震体験車の活用時に、県の防災指導員の指導・啓発を行ったり、HUG をまちづくり協議会や自治会等で実施する等の取組が行われています。

1.1.17 マスメディアを活用した防災啓発

a. 県の進捗

防災啓発イベントや防災講座、研修等の開催案内を行ったほか、自主防災組織の防災活動を表彰する「みえの防災大賞」をはじめとして、地域が主体となって実施している防災活動等を、マスメディアを使って発信することで、県民の防災に対する意識の向上や地域における防災活動の促進につなげました。

また、県の行う防災・減災対策事業を県民の皆さんに広く理解していただくため、広報活動の充実を図っており、県政記者クラブに資料提供を行った案件が報道・記事等として取り上げられた割合は、平成 28 年度で 84.6%でした。

1.1.18 「子どもや孫を地震から守るために」を切り口とした防災啓発の強化

a. 県の進捗

出前トーク等の防災講話や地震体験車派遣による啓発活動を実施する中で、特に高齢者の方が参加されている場合に、自宅等の耐震化の必要性を説明することで、自主的な耐震化を促しました。

1.1.19 液状化危険度予測の県民・事業者等への周知

a. 県の進捗

南海トラフ地震や陸域の活断層を震源とする地震発生時における液状化危険予測分布図（平成25年度地震被害想定調査）を、県ホームページで公表して周知を図るとともに、防災技術専門員・指導員が行う地域住民等を対象とした出前トーク等の防災講話において、各地域における液状化のリスクについての説明を行いました。

地震災害から県民の財産を守るためには、県民や事業者が液状化危険度予測にかかる情報を把握し、必要な地盤対策を実施することが重要であることから、引き続き県ホームページや出前トーク等の防災講話の機会を活用した広報が必要です。

1.1.20 外国人住民を対象とした防災啓発の実施

a. 県の進捗

外国人住民を対象とした防災訓練、多言語情報提供を想定した図上訓練、「避難所情報伝達キット」を活用した防災訓練を毎年目標どおり実施しています。

b. 市町の進捗

外国人住民を対象とした防災啓発の実施としては、外国人住民の多い市町を中心に、標識や看板、防災パンフレット、ホームページ、携帯配信など、さまざまな方法による多言語対応が進められています。

1.1.21 三重県総合博物館と連携した防災啓発の実施

a. 県の進捗

引き続き、三重県総合博物館と連携した防災啓発を実施していくため、協議を重ねていくこととし、この展示をしていく際に啓発素材を作成していくこととしています。

また、みえ防災・減災センターが作成した「みえ防災・減災アーカイブ」の被災体験インタビュー映像・手記、収集した防災紙芝居などを使い、こういった啓発素材を地域や学校等において活用していただけるようさらに取り組みを進める予定です。

総合博物館の発信力を活かした啓発方法を検討する必要があります。

1.1.22 地域の津波遺産継承のための過去の津波痕跡・教訓の発掘

a. 県の進捗

みえ防災・減災センター事業として取り組んでいる「みえ防災・減災アーカイブ」において、伊勢湾台風の体験談の映像、手記、学校誌等に記載のある災害に関する記述の収集などを行い、公表しています。

「みえ防災・減災アーカイブ」を活用した防災の日常化の定着を図るため、みえ防災・減災センターにおいて、地域の防災教育に活用することができるコンテンツの開発に取り組むなど、県民の防災行動の促進へと結び付く取組を展開していく必要があります。

b. 企業の進捗

みえ防災・減災センターの「みえ防災・減災アーカイブ」について、約 57%の事業所が知らないため、事業所に対しても周知を図っていく必要があります。

1.2 防災人材の育成・活用

1.2.1 「みえ防災・減災センター（仮称）」による防災人材等リソースの活用

a. 県の進捗

みえ防災・減災センターで防災人材の育成を進めており、「みえ防災人材バンク」に登録された防災人材は 183 名（平成 29 年 3 月 31 日現在）となっています。

女性視点での活動が活発となるよう、女性防災コーディネーターの養成や女性を中心とした専門職防災研修など、女性防災人材の育成も進めています。

しかしながら、育成した防災人材が地域等の防災活動を支援した回数は、平成 28 年度で一人当たり 0.86 回／年にとどまっており、防災人材の活用が進んでいません。

現状では、一部の経験豊富な防災人材を除き、育成した防災人材を活用することが難しいことから、地域の防災活動の支援等を熟知した専門家の補助をする等により、育成した防災人材が現場を経験する機会を設け、地域との顔の見える関係を構築するなどによりスキルアップを図る必要があります。

b. 市町の進捗

センターで育成された防災人材、または市町で独自に育成された防災人材のいずれかを活用している市町は 15 市町となっています。

一方で、いくつかの市町では「地元をよく知っている人材ではない」等の理由から、センターで育成された防災人材を活用していない状況となっています。市町にいる防災人材の中にも、市町の取組とのコミュニケーション不足から、訓練等の場で混乱を招くケースもあり、防災人材には市町との連携を図る能力も必要と考えられます。

1.2.2 自主防災組織リーダー等の人材育成

a. 県の進捗

自主防災組織のリーダー研修を地域別に開催し、自主防災組織活動の活性化を図るための人材育成を行っており、90.3%（平成 27 年 3 月 31 日現在）の団体で 1 年に 1 回以上の訓練が行われています。

b. 市町の進捗

みえ防災・減災センターの自主防災組織リーダー研修への市民の参加を促している市町が 14 市町、また 11 市町で自市町の自主防災組織リーダー研修等による人材育成、6 市町で消防職員、消防団員、防災コーディネーター等による指導による人材育成が行われています。また、市職員が人材育成のために、市民向け学習会を担当するケースもあります。

一方で自主防災組織の役員は、自治会役員が自主防災組織の代表者を兼ねている団体が多く、代表者は概ね高齢で、1～2 年程度の短い期間で役員が変わってしまう団体が多いことが明らかになっています。

c. 自主防災組織の進捗

自主防災組織からは、「自主防災組織だけの活動では限界がある」、「訓練ができていない」、「マニュアルが整備されていない」、「発災時に的確な指示が出せない」、「活動できる人がいない」などの課題が挙げられています。

1.2.3 女性防災人材の育成

a. 県の進捗

計画期間中に、みえ防災コーディネーターを 184 名認定し、専門職防災研修は 222 名の受講生がありました。そのうち女性は、みえ防災コーディネーターが 127 名、専門職防災研修は 204 名と、県内の女性防災人材は大きく増加しました。

また、女性の視点を意識した講義ができる講師を選定するなど、研修の内容についても改善しました。

みえ防災コーディネーター等の活用を目的として設置した「みえ防災人材バンク」においては、のべ 249 名を地域に派遣し、活動支援を行いました。そのうち女性はのべ 70 名と、人材育成にとどまらず実際に現場で活躍していただく枠組みを構築することができました。

1.2.4 企業防災担当者の人材育成

a. 県の進捗

県内に立地する企業が自らの防災力を高め、また、地域の防災力向上に寄与することを目的に、「みえ企業等防災ネットワーク」において地域別企業防災研修を県内各地域で開催するなど、企業における防災人材の育成を行いました。地域別企業防災研修は、平成 25 年度以降、年 5 回ずつを毎年度実施しています。

b. 企業の進捗

地域別企業防災研修に参加したことがある事業所は約 40%です。参加した事業所の評価は概ね高いですが、実施について知らない事業所も約 24%あり、周知が必要です。

防災担当者や従業員を対象とした防災研修や情報提供等については、自治体や事業者団

体・地域住民（町内会等）が行う会議や防災セミナー・防災講座等への従業員の派遣、集合研修・会議の開催、携行用資料（ポケットマニュアル等）の作成などが実施されていますが、実施割合は半数以下となっています。

1.2.5 観光事業者・観光関係団体を対象とした防災面からの人材育成

a. 県の進捗

観光事業者・観光関係団体の職員を対象とした意識の啓発や知識の習得などの人材育成事業を、県内各地区で年 5 回以上開催しています。

1.2.6 市町、地域、企業等における防災人材の活動支援

a. 県の進捗

みえ防災コーディネーターや三重のさきもり等、これまで育成してきた人材が、地域等で、より一層活躍することができるよう、育成した人材のネットワークであるみえ防災コーディネーター連絡会、さきもり倶楽部の運営支援を行うとともに、平成 27 年度から県・市町・企業・地域等からの防災活動に対する協力・支援の依頼を受け、みえ防災コーディネーター等の防災人材を紹介し、マッチングする「みえ防災人材バンク」制度を創設し、育成した人材が活躍できる取組を行いました。

また、「みえ防災・減災センター」（以下、「センター」という。）において、みえ防災コーディネーターを対象に、地域に密着したアドバイスや実践指導の役割を担い、他地域との連携強化など、地域防災力強化に導くためのスキルを習得することを目的としたスキルアップ研修等を実施しました。

b. 市町の進捗

住民主体による避難所運営など、「共助」の取組を促進するために、一部の市町では地域に入り込み、地域の防災活動活性化を働きかける動きがありますが、多くの市町で職員のマンパワーやスキルが不足していることから、みえ防災・減災センターが育成した防災人材等を活用して支援することが必要です。

1.2.7 災害時における障がい者の障がい特性についての理解を促進させる研修の実施

a. 県の進捗

自主防災組織リーダー研修において、災害時要援護者の当事者自らが講師となった講義を実施し、自主防災組織や消防団、地域住民等の障がい者の障がい特性についての理解を深めています。

平成 27 年度以降、毎年度 1 回の講義を実施しています。

1.2.8 消防職員、消防団員の教育訓練の充実

a. 県の進捗

消防学校において、消防職団員・その他消防防災関係者等の教育訓練を実施しました。

平成 25 年度：2,252 名

平成 26 年度：3,539 名

平成 27 年度：3,436 名

平成 28 年度：3,505 名"

1.2.9 民生委員・児童委員に対する研修の実施

a. 県の進捗

民生委員・児童委員への研修事業のカリキュラムに、災害時要援護者への支援など防災に関する項目を追加することにより、民生委員・児童委員の防災意識の向上を図ることができました。

1.2.10 防災現場における男女共同参画の推進

a. 県の進捗

みえ防災コーディネーターの養成について、女性視点での活動が活発となるよう、女性を中心に募集を行い、計画期間中に、みえ防災コーディネーターを 184 名認定し、そのうち 127 名が女性であり、多くの女性がみえ防災コーディネーターに認定されました。

1.3 防災教育の推進

1.3.1 防災ノート等の活用による防災教育の推進

a. 県の進捗

公立小中学校及び県立学校の児童生徒を対象に「防災ノート」を活用した防災教育を実施しており、各学校での実施率は 100%となっています。

私立学校にも積極的な活用を促し、概ね 9 割の学校において活用されています。

1.3.2 学校防災リーダーの養成

a. 県の進捗

東日本大震災を受け、全公立小中学校及び県立が公に平常時の防災教育・防災対策の充実と災害時の児童生徒の安全確保を図るため、「みえ防災・減災センター」と連携して、平成 24 年度及び平成 25 年度に養成した、学校防災リーダーのスキルアップ研修、リーダーとともに学校防災を推進する職員に研修を実施してきました。

学校防災のリーダーが中心となり防災に取り組んでいる学校の割合が、100%となっています。

1.3.3 防災に関する学校と地域との連携の推進

a. 県の進捗

学校が実施する体験型防災学習や保護者、地域住民等との合同避難訓練等の取組について、学校防災技術指導員の派遣やみえ防災・減災センターの人材バンクの活用等により、学校が家庭や地域と連携して実施する防災の取組を引き続き支援しています。

地域住民と合同の避難訓練の実施など、学校と地域が連携した取組については、平成 28 年度末時点で 90.3%の公立学校で取り組まれており、今後は、学校と地域との連携を一層促進することにより、防災教育の取組を児童生徒の安全確保だけでなく、地域の「共助」の活動へと広げていくことが期待されます。

b. 市町の進捗

取組の体制として、教育委員会が学校での防災教育に積極的に動いていることが望まれますが、個別の学校による積極的な取組にとどまっているケースもあります。市町の教育委員会が、任意にモデル校を指定し、防災課等と学校が連携した取組を進め、段階的に他校にも広げていく等の戦略的な取組が考えられます。

1.3.4 「学校における防災の手引」の活用

a. 県の進捗

平成 22 年 3 月に改訂した、「学校における防災の手引」について、東日本大震災を受け策定した「三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について＜指針＞」（平成 23 年 12 月）や県がとりまとめた「緊急地震対策行動計画」（平成 23 年 10 月）、「三重県新地震・津波行動計画」（平成 26 年 3 月）、「三重県新風水害対策行動計画」（平成 27 年 3 月）の計画などと整合を諮り、平成 28 年 1 月に改訂版をとりまとめ、各学校等に配付しました。

その資料編には、学校において様々な防災気象情報を収集できるよう、防災関連のホームページの内容等を記載しました。

1.3.5 教職員研修の充実

a. 県の進捗

教職員を対象とした研修については、初任者、6 年次、11 年次、新任管理職、小中学校事務職員の研修に防災教育の内容を盛り込んで実施してきました。

また、みえ防災・減災センター等と連携して、学校防災リーダー等教職員を対象に研修を実施してきました。

その結果、学校防災のリーダーが中心となり防災に取り組んでいる学校の割合が、100% となっています。

1.3.6 幼稚園・小中学校における地震体験啓発の実施

a. 県の進捗

県教育委員会と連携しながら、幼稚園、保育園、小中学校、特別支援学校等に防災啓発車を派遣することで、児童生徒の防災意識の向上を図りました。

平成 24 年度と比べ、地震体験啓発を行った学校（園）数が減少していることから、引き続き、県教育委員会をはじめ、市町や消防本部と連携しながら、地震に備えるための重要な啓発手段として、防災啓発車による啓発を行っていく必要があります。

1.4 災害時要援護者への支援（予防対策）

1.4.1 災害時要援護者の個別支援計画作成の促進

a. 県の進捗

災害対策基本法により、市町に作成が義務付けられた避難行動要支援者名簿について、早期に作成するよう市町に働きかけるとともに、先進事例の紹介や情報提供を行うことで、個別支援計画の作成を促し、平成 29 年度中にすべての市町で作成が完了する見込みです。

b. 市町の進捗

災害対策基本法に基づき避難行動要支援者名簿は作成しているものの、個別計画の策定は進んでいません。

避難行動要支援者名簿の提供については、名簿掲載者の同意が得られない、個人情報の取り扱いの懸念から自主防災組織が名簿の受け取りを拒否する等により、13 市町で、作成した名簿を自主防災組織等へ提供することができず、活用が図られていない状況となっています。

c. 自主防災組織の進捗

災害時要援護者の支援は、地域の「共助」で対応する必要がありますが、自主防災組織では、「地域で話し合うきっかけがない」、「誰がどのように支援をすればよいかわからない」等の理由により、取組が進んでいません。

1.4.2 障がい者、高齢者等の災害時要援護者が参画した避難訓練の実施の促進

a. 県の進捗

市町に対して、障がい者や高齢者等の災害時要援護者を含めた地域住民と、自主防災組織、ボランティアや行政機関等とが連携した避難訓練を行うよう働きかけたことで、県内の多くの市町で、災害時要援護者の参画する避難訓練が実施されました。

また、地域減災力強化推進補助金により、災害時要援護者が参画した避難訓練や個別避難計画の作成に対して支援を行っています。

1.4.3 災害時要援護者支援用具等の利用促進及び新たな支援用具等の研究・開発促進

a. 県の進捗

けん引式車いす補助具を、市町が実施する避難訓練等に貸し出すなど、普及啓発を図りました。

1.4.4 障がい福祉サービス施設の耐震化の促進

a. 県の進捗

県内入所施設の耐震化整備の促進により、平成26年度までに入所施設の耐震化は完了し、施設に入所する障がい者の安全・安心を確保しました。

1.4.5 高齢者関係施設（特別養護老人ホーム等）の耐震化の促進

a. 県の進捗

高齢者関係入所施設の耐震化率が100%となり、耐震改修工事は平成26年度で終了しました。

1.4.6 児童福祉施設の耐震化の促進

a. 県の進捗

計画期間中に保育所の耐震診断および耐震補強工事（大規模修繕）が進み、平成28年度には6保育所が耐震補強工事（大規模修繕）を実施しました。

1.4.7 災害時要援護者の避難に配慮した施設整備

a. 県の進捗

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備基準に適合する商業施設等のうち、申請のあったものに対して適合証を交付しました。

設計、施工、開発、審査等の各関係者を対象にユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備基準の周知を進めました。

申請が多い事業者に対して、整備基準に適合するように協議や働きかけを行い、その内容が反映されるなど一定の成果は出てきています。

1.4.8 避難用シェルターや防災ベッド等の利用促進

a. 県の進捗

地域減災力強化推進補助金の災害時要援護者対策推進事業において、市町が実施する耐震シェルター等の設置を補助対象メニューとして、市町の取組を支援するとともに、耐震シェルの設置の必要性について、出前トーク等の防災講話や地震体験車による啓発、防災啓発パンフレット等を活用し啓発を実施しました。

1.5 地震・津波に強いまちづくりの推進

1.5.1 高速道路等のミッシングリンク(未開通区間)の解消

a. 県の進捗

近畿自動車道紀勢線について、平成 25 年度に「熊野尾鷲道路（Ⅱ期）」、平成 26 年度に「新宮紀宝道路」、平成 27 年度に「熊野道路」が新規事業化され、未事業化区間の新規事業化につながりました。

また、新名神高速道路の四日市 J C T～新四日市 J C T間、東海環状自動車道の新四日市 J C Tから東員 I C間が開通し、北勢地域内陸部におけるアクセス改善が図られました。

近畿自動車道紀勢線については、未事業化区間（約 16km）が残っています。また、新名神高速道路の新四日市 J C Tから亀山西 J C T（仮称）間と、東海環状自動車道の東員 I Cから大安 I C（仮称）間は、平成 30 年度の開通をめざして整備が進められており、一日も早い開通に向け要望活動を行っていく必要があります

1.5.2 緊急輸送道路の整備

a. 県の進捗

緊急輸送道路に指定されている県管理道路について、重点的かつ効率的に整備を進めた結果、第 1 次および第 2 次緊急輸送道路に指定されている県管理道路 91 路線のうち、86 路線が改良済となりました。

大規模災害から県民の命と暮らしを守るため、引き続き、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を進めていく必要があります。

1.5.3 道路啓開対策の推進

a. 県の進捗

迅速な道路啓開を展開するため、熊野灘沿岸の建設事務所管内で資材を備蓄する道路啓開基地の整備を行うとともに、代替路の確保が困難な箇所が津波に対して粘り強い構造となるように道路構造を強化し、道路啓開基地の整備について累計 14 箇所で完成、また、道路構造の強化についても累計 21 箇所で完成し、目標を達成しました。

1.5.4 鉄道施設の耐震対策の促進

a. 県の進捗

平成 25 年度から支援している駅施設の耐震補強【近鉄四日市駅】について国及び沿線市と協調して支援を行い、計画していた耐震補強事業がすべて完了しました。

また、発災時における緊急輸送道路（津波避難路）の機能維持を目的として、平成 25 年

度から高架橋の耐震補強【近鉄山田線（宇治山田駅付近）、近鉄湯の山線（近鉄四日市駅付近）、近鉄名古屋線（近鉄四日市一川原町間高架橋）】について、国及び沿線市と協調して支援を行い、計画していた耐震補強事業がすべて完了しました。

これらの事業が完了したことにより、発災時に鉄道駅利用者の安全確保が図られるとともに、鉄道駅の緊急応急活動拠点機能が確保されました。

1.5.5 海岸堤防における地震・津波対策の推進

a. 県の進捗

海岸堤防等の海岸保全施設について、脆弱箇所の補強対策を実施し、必要箇所 200 箇所すべての対策を完了しました。また、農地・漁港海岸保全施設等整備延長を 3,717m まで進め、漁港海岸 2 地区で事業が完了し、大規模地震発生時の津波からの被害軽減が図れるようになりました。しかし、用地買収及び堤防改修に付帯するゲート改修に期間を要したため事業進捗の低い地区もあり、目標を達成することはできませんでした。

1.5.6 河川堤防における地震・津波対策の推進

a. 県の進捗

県が管理する河川堤防のうち津波浸水予測区域内の堤防について、緊急点検により対策が必要とされた脆弱箇所 183 箇所について、重点的に対策を実施した結果、平成 29 年度末までに対策を終え、堤防機能を確保することができる見込みです。

1.5.7 港湾施設の防災・減災対策の推進

a. 県の進捗

計画期間中に、事業継続中の港湾を含めて老朽化対策を 2 港湾、耐震対策を 1 港湾の計 3 港湾において着手し、目標を達成しました。

1.5.8 漁港施設の防災・減災対策の推進

a. 県の進捗

離島及び交通脆弱地にある漁港について、緊急時における物資輸送拠点とするため、耐震強化岸壁の整備を進め、4 漁港では施設の整備が完了し、また、粘り強い構造の有る施設に着手した 3 漁港では計画期間内に整備が完了する見込みです。

1.5.9 水門・排水機場の耐震化の推進

a. 県の進捗

県が管理する河川の水門・排水機場のうち、緊急性の高い7施設については耐震補強が完了し、大規模地震における施設の機能が確保されましたが、10施設としていた目標を達成することはできませんでした。

1.5.10 陸閘の開閉動力化の推進

a. 県の進捗

津波による被害を軽減するため、陸閘の開閉操作の動力化を行い、必要箇所全122箇所の陸閘を動力化し、目標を達成しました。

1.5.11 下水道施設の耐震化

a. 県の進捗

北部処理区で6箇所、南部処理区で5箇所、松阪処理区で8箇所、合計19箇所でマンホール浮上防止対策工事を実施し、全ての箇所で対策工事が完成しました。この結果、平成27年度に詳細な検討を行った50箇所のマンホールは全てマンホール浮上防止の基準を満足することとなりました。

1.5.12 農業集落排水施設の耐震検討及び耐震化

a. 県の進捗

計画期間中に、関係市町と連携を図りながら、8施設について整備が進められ、累計62施設となり目標が達成されました。

1.5.13 漁船や養殖施設の減災対策の促進

a. 県の進捗

漁船の係留にかかる減災対策については、平成26年度から継続して年2回の啓発活動を実施することができました。

また、養殖施設については、平成25年度から3地区(累計)で減災対策を実施しました。

1.5.14 老朽化した土地改良施設の修繕・補修

a. 県の進捗

計画期間中に 14 地区の整備に着手すると共に、築造年代の古い施設で耐用年数が超過した施設において機能保全計画の策定を行いました。

1.5.15 農業用ため池等における土砂災害対策の推進

a. 県の進捗

計画期間中に、3 箇所の農業用ため池の整備が完了し、さらに 2 箇所の整備に着手しました。

整備着手箇所数の累計は、平成 29 年度末までに 23 箇所となる見込みで、農業用ため池の耐震調査の推進とあわせ、市町等と協議し、計画的な整備を進めた結果、目標を達成することができました。

1.5.16 農業用ため池決壊等にかかるハザードマップの作成

a. 県の進捗

農業用ため池がある 26 市町に対して農業用ため池のハザードマップの作成を働きかけたところ、ハザードマップを作成した防災重点ため池は、県内累計で 240 箇所となりました。

1.6 重要施設の耐震化

1.6.1 公立小中学校の耐震化の促進

a. 市町の進捗

公立小中学校施設の安全性確保を目的に、校舎等の建物の耐震化のための対策を市町が実施する場合、補助制度の活用等について積極的に働きかけた結果、平成 28 年度に公立小中学校における耐震化率が 100%になりました。

1.6.2 公立小中学校の非構造部材の耐震化の促進

a. 市町の進捗

公立小中学校施設の安全性確保を目的に、非構造部材の耐震対策のための取組を市町が実施する場合、補助制度の活用等について積極的に情報提供と助言を実施してきました。

公立小中学校の非構造部材耐震化実施率は目標を上回り 80.4%(平成 29 年 3 月 31 日時点)となりました。

1.6.3 私立学校の耐震化の促進

a. 県の進捗

私立学校に耐震化を働きかけた結果、耐震化率は H24 90.1%→H28 96.1%となりましたが、目標の 100%には達しませんでした。

1.6.4 県立学校耐震化完了に向けた工事の実施

a. 県の進捗

県立学校における耐震化率は、平成 25 年度に 100%になりました。

1.6.5 県立学校の非構造部材の耐震対策の実施

a. 県の進捗

県立学校の非構造部材の対策必要箇所の実施率は平成 28 年度末時点で 77.0%ですが、現行計画の目標値としている、対策が必要な学校数から見た実施率では、平成 28 年度末目標の 100%に対し、実績値は 28.4%と大きく遅れています。

県立学校の非構造部材の耐震対策については、学校内の備品等の固定対策は全体的に進んでいるものの、吊天井等については順次対策を進め、平成 31 年度までに対策を完了することとして計画を見直したことから、計画目標を達成できない見込みです。

1.6.6 災害拠点病院等の耐震化の推進

a. 県の進捗

災害拠点病院等の耐震化について、耐震化工事を実施する病院に対し補助金を交付し取組を促進した結果、災害拠点病院と災害医療支援病院の耐震化については、すべての施設の耐震化が図られる見込みとなりました。

しかし、二次救急医療機関における耐震化が進まず、平成 28 年度末の全体の耐震化率は 77.1%にとどまり、平成 29 年度末に 91.4%とする目標には届かない見込みです。

要因としては、工事費の高騰により、病院事業者側に予定以上の自己負担が生じたことなどによって、二次救急医療機関における耐震化が進みませんでした。

1.6.7 放課後児童クラブにおける耐震対策の促進

a. 県の進捗

放課後児童クラブにおける耐震対策について、県・市町の担当者会議で毎年度、働きかけを行っています。

また、平成 27 年度からは、放課後児童支援員・子育て支援員研修の中においても、放課後児童クラブにおける耐震対策について働きかけを行っています。

1.6.8 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

a. 県の進捗

耐震改修促進法において耐震診断が義務化された、不特定多数の者が利用する大規模建築物（99 棟）について、平成 29 年 1 月 6 日にその診断結果を県内の所管行政庁の市と共に公表を行いました。このうち、避難所として活用される建築物（ホテル、旅館等）の耐震改修について、補助制度を活用したうえで、平成 28 年度までに 3 棟の工事が完了し、新たに 2 棟の工事に着手しました。

さらに、平成 29 年 3 月に三重県建築物耐震改修促進計画の一部を改訂し、災害時に防災拠点となる庁舎（3 棟）を、耐震診断の実施を義務付ける対象として位置付けました。

1.6.9 大規模空間建築物の天井の脱落防止対策の促進

a. 県の進捗

建築物防災週間（年 2 回）において、各建設事務所と特定行政庁により、建築物の防災査

察を行い、天井材などの非構造部材の耐震化の必要性や重要性を、施設管理者等に対し啓発しました。

また、建築担当課窓口にパンフレットを配置し、日常業務において、設計関係者等に啓発しました。

1.6.10 県有建築物の耐震化の推進

a. 県の進捗

消防庁調査による平成28年3月31日現在の本県の「防災拠点となる公共施設の耐震化率」は96.4%で、東京都、静岡県に次ぐ全国三位となっています。

県施設では、交番および派出所の2棟で未耐震施設が残っていますが、それ以外の施設での耐震化はすべて完了し、耐震化率は99.2%となっています。

1.6.11 県庁各職場における書庫や事務機器等の地震対策の実施

a. 県の進捗

計画期間を通して、職場巡視の際には、職場における耐震対策が未実施の箇所についての対策を進めるよう周知してきました。未改善の案件については、中央安全衛生委員会の場等で情報共有するとともに、解決に向けた対策を講じるよう、総括安全衛生管理者（総務部長）から該当部局に対し働きかけを行いました。

1.7 安全な避難空間の確保

1.7.1 市町が進める津波避難路の整備促進

a. 県の進捗

市町が主体的に取り組む防災・減災対策への財政支援について、津波避難対策及び観光客避難対策として津波避難路や避難誘導標識等の整備については、地域減災力強化推進事業金により支援しました。

また、南海トラフ特措法の特別強化地域の指定を受けた市町については、同法に基づく津波避難路等の整備に係る補助のかさ上げ措置が適用されることから、適用に向け、必要な助言等を行っていました。

さらに、特別強化地域の指定から外れた市町については、国の制度と同等の措置が受けられるよう、県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金により支援しました。

b. 市町の進捗

国の交付金の活用促進や県補助金による支援等により、津波からの避難路整備が進められています。

1.7.2 津波避難のための新たな施設、設備の整備促進

a. 県の進捗

市町が主体的に取り組む防災・減災対策への財政支援について、津波避難対策及び観光客避難対策として津波避難路や避難誘導標識等の整備については、地域減災力強化推進事業金により支援しました。

また、南海トラフ特措法の特別強化地域の指定を受けた市町については、同法に基づく津波避難路等の整備に係る補助のかさ上げ措置が適用されることから、適用に向け、必要な助言等を行っていました。

さらに、特別強化地域の指定から外れた市町については、国の制度と同等の措置が受けられるよう、県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金により支援しました。

b. 市町の進捗

国の交付金の活用促進や県補助金による支援等により、平成 28 年度末までに、9 市町において 22 基の津波避難タワー等が整備されるなど、津波避難施設の整備が進められています。

沿岸 19 市町すべてで災害対策基本法に基づく津波避難にかかる「指定緊急避難場所」の指定が完了しており、津波避難困難地域の解消が進みました。

1.7.3 津波避難ビル等にかかるガイドラインに基づく安全性の点検促進

a. 県の進捗

津波が想定される 19 市町に対して、南海トラフ特措法補助金等特例措置等に関する市町説明会や三重県市町等防災対策会議等の機会を利用して、「津波避難ビル等に係るガイドライン」や東日本大震災の教訓を踏まえて国土交通省が通知した指針等に基づく点検が実施されるよう働きかけることで、津波から住民の命を守る津波避難施設の安全性の確保を進めました。

b. 市町の進捗

都市部を中心とした沿岸市町において、民間建築物等の「津波避難ビル」への指定が進められています。

指定にあたり、安全性の確認を行っている市町は 15 市町となっています。国土交通省のガイドラインも参考に、耐震性の有無、避難階段の有無、階数、構造、位置要件など、市独自のガイドラインを設定し確認を行っているケースもあります。

1.7.4 災害発生時に避難路となる農道及び漁港関連道の整備

a. 県の進捗

計画期間中に避難路として利用可能となる農道 12 箇所について、全ての箇所で整備着手することができ、11 箇所で整備完了することができました。また、漁港関連道 1 箇所を、計画期間内に整備完了できたことで、漁村地域において被災時における避難路として利用が可能となりました。また、道路の完成により漁獲物の流通や漁業用資材の輸送の合理化を図ることができました。

1.7.5 急傾斜地崩壊防止施設整備による安全な避難空間の確保

a. 県の進捗

平成 25～29 年度の 5 カ年で擁壁などの整備を進めた結果、22 箇所が完成する見込みです。

1.7.6 避難場所となるオープンスペース（公園緑地等）の確保

a. 県の進捗

平成 26 年度に 2.76ha、27 年度に 23.55ha の都市公園を新たに供用開始しました。その結果、県及び市町合わせた供用面積は、1,645.20ha から 1,671.51ha となり、都市計画区域内 1 人当たりの都市公園面積が 9.91 m²/人から 10.16 m²/人となり、目標の 9.97 m²/人を大きく上回りました。（H25 末→H27 末）

1.7.7 電線類地中化の推進

a. 県の進捗

平成 27 年度に外宮度会橋線において、2 箇所の電線類の地中化が完了しました。その結果、電線類の地中化事業の完了箇所が 17 箇所から 19 箇所になり、目標の 19 箇所を達成することができました。

1.7.8 屋外広告板・窓ガラス等落下物の安全対策の促進

a. 県の進捗

建築物防災週間（年 2 回）において、各建設事務所と特定行政庁により、建築物の防災査察を実施したほか、施設管理者からの定期報告において、建築物に設置された屋外広告板等の安全対策について、施設管理者等に対し啓発しました。

また、三重県屋外広告物条例などに基づき、許可更新の際に、屋外広告板等の許可を受けた者に対して、「屋外広告物（掲出物件）」自己点検結果報告書」及び写真の提出を求めるなど、適正な点検が実施されるよう指導しました。

1.7.9 自動販売機の耐震対策の促進

a. 県の進捗

地震などによる自動販売機の転倒防止対策として、JIS 規格「自動販売機の据付基準」で据付方法、耐震性、据付面などが規定され、日本自動販売機工業会も「自動販売据付基準」を定めています。また、日本自動販売協会では、「自動販売機設置自主ガイドライン」を策定し、耐震化を進めています。

三重県では、「三重県防災対策推進条例」第十七条第三項により、自動販売機の耐震化対策を推進してきており、設置基準についても日本工業規格の基準と同等以上の地震に対する安全性が確保できるよう努めることとされているところであり、日本自動販売機協会東海支部から、取組状況等について聴き取りを行っています。

自動販売機の転倒防止対策については、各事業者により随時、取組が進められています。

1.7.10 防災上の支障となる空き家の対策にかかる市町支援の検討

a. 県の進捗

空き家等対策に関する国の動向や支援制度等の情報提供を行うとともに県内各市町の空き家等施策に関する情報交換の機会とする市町連絡会議を開催する等、市町に対し「空家等対策計画」の策定に係る支援を行った結果、11 市町が「空家等対策計画」を策定しました。

1.7.11 エレベーター閉じ込め事故対策の促進

a. 県の進捗

建築物防災週間（年２回）において、各建設事務所と特定行政庁により、建築物の防災査察を実施し、エレベーターが既に設置されている施設の管理者等に対し地震時管制運転装置等の設置について啓発しました。

また、建築担当課窓口にパンフレットを配置し、日常業務において、設計関係者等に地震時管制運転装置等の設置や、同装置の設置済みマーク表示制度の普及を啓発しました。

1.8 企業防災活動の推進

1.8.1 みえ企業等防災ネットワークを通じた企業防災力の向上

a. 県の進捗

みえ防災・減災センターに事務局が設置された「みえ企業等防災ネットワーク」の参加企業に対し、地域別企業防災研修等を開催し、県内企業等の防災力向上の取組を進めています。

みえ企業等防災ネットワーク参加企業数は H24 200 社→H28 260 社に増加し、平成 29 年度末の目標とする 250 社を上回りました

b. 企業の進捗

センターにおける、企業に対する防災・減災に関する相談対応窓口について、「みえ企業等防災ネットワーク」参加企業の約 83%の事業所が、その制度を知っています。利用したことがある企業からは、いずれも「よかった」「概ねよかった」と評価されています。

求められている支援としては、研修の支援や講師の紹介等が比較的多くなっていますが、全体的に割合が少なく、参加企業に対する窓口の活用方法の周知等も必要と考えられます。

1.8.2 事業所等における業務継続計画（BCP）策定の促進

a. 県の進捗

「みえ企業等防災ネットワーク」の活動の中で、研修会等においてBCPの策定促進に向けた先進的な取組事例の共有を図るとともに、BCP普及分科会を開催し、企業の防災活動の支援を行った。また、防災技術指導員が行う企業に対する出前トーク等の防災講話において、企業BCP策定の重要性を説明するなど、企業の防災意識の向上に努めました。

b. 企業の進捗

BCPの策定については、約 38%の企業が策定済み、26%の企業が策定中となっています。また、災害時の対応を具体的に定めたマニュアル等については、約 67%の事業所が策定しています。

内容として、企業の職員等の安全確認等については多くの企業で検討済みであるほか、サプライチェーンの確保に係る内容についても、半数以上が検討済みとなっています。こうした取組を、より多くの企業に伝達していくことが必要です。

一方で、BCPや災害時対応マニュアルを策定していない理由としては、策定時間の不足や、策定に必要な知識や情報、専門家とのつながりの不足（何をしたらいいかわからない）といった理由が多くなっています。BCP策定の必要性、重要性を伝えるとともに、策定の支援にまで踏み込んだ、行政側の働きかけや、企業同士の検討が必要と考えられます。

1.8.3 主要観光地の防災対策にかかる課題検討の場づくり

a. 県の進捗

主要な観光地における観光事業者等関係者が、主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、観光地における防災課題の検討の場を設け対策の検討を行いました。

この結果、「災害時に帰宅困難となった観光客の宿泊施設での受入対策」や「民宿街における津波避難マップの作成」など、これまでに7つのテーマによる課題の検討が行われました。

b. 市町の進捗

鳥羽市において、「災害時における観光客の帰宅支援対策」に取り組み、帰宅困難となった観光客を宿泊施設で受け入れる内容の「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書」の市と各宿泊施設の間での締結を進めています。

紀北町では、古里地区において「津波避難マップ」の作成を行いました。

また、伊勢志摩サミットの自然災害対策として、伊勢志摩地域の市町において、「宿泊施設のための地震・津波避難対策マニュアル」や「津波避難マップ（ひな形）」が作成されました。

1.8.4 従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進

a. 県の進捗

各市町において、消防団協力事業所表示証が以下のとおり交付されました。

平成 25 年度：179 事業所

平成 26 年度：181 事業所

平成 27 年度：199 事業所

平成 28 年度：205 事業所

平成 23 年 4 月に、県内 29 市町において協力事業所表示制度にかかる要綱等が整備されていますが、平成 28 年度末で、表示証交付事業所がない市町が 11 市町あることから、被雇用者が入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい環境整備に向け、引き続き取組を進めていく必要があります。

b. 市町の進捗

市町内事業所に対し、消防団協力事業所制度の啓発等を行っている市町は 18 市町あり、15 市町で市町内に協力事業所が確保されています。

c. 企業の進捗

大規模災害等が発生した場合の地域貢献活動等について、緊急的な避難場所の提供や、従業員による避難誘導については、半数近くの事業所が実施できると考えています。

その他の、1 日以上の避難場所や、帰宅困難者の受入れ場所、自衛消防隊等による消火活動、水・食料、物資等の配布、車両等を用いた移動支援等については、対応は困難と考えられています。

実際に実施している取組としては、約 30～40%の事業所で、自治会や地域住民（町内会等）の避難訓練等への参加、災害時応援協定の締結がありますが、約 40%の事業所では特に実施されていることはありません。

1.8.5 企業向け防災対策融資制度の周知

a. 県の進捗

計画期間中に、「市町の商工担当課を対象にした説明会」及び「金融機関の融資担当者を対象にした説明会」を各年度 1 回開催し、企業向け防災対策融資制度に係る情報提供を実施しました。

1.9 産業保安の確保

1.9.1 石油コンビナート等防災アセスメント調査の実施

a. 県の進捗

石油コンビナートで起こり得る災害の形態、規模や影響などを把握し、コンビナート防災対策を推進するために、石油コンビナート等防災アセスメント調査を実施しました。

防災アセスメント調査を平成 26 年 3 月に完了し、平成 27 年 3 月に「三重県石油コンビナート等防災計画」の大幅な改正を行い、立入検査等を通してフォローアップを行っています。

1.9.2 高圧ガス製造施設等への立入検査・保安検査の徹底

a. 県の進捗

高圧ガス等製造施設への保安検査、立入検査等を通して、適正な保安管理、自主保安の推進について指導しました。

1.9.3 危険物等施設の安全管理者に対する講習会の実施

a. 県の進捗

危険物取扱者を対象に保安講習を実施し、危険物の適正な取扱い等について指導しました。

1.10 災害対策本部の機能強化

1.10.1 災害対策本部における初動期の機能・体制の確保・強化

a. 県の進捗

平成 25 年度の地域防災計画改正等を受け、災害対策本部運営にかかる要領等の見直しを行いました。

図上訓練、実働訓練を実施し、災害対策本部の運営体制や災害時の防災関係機関との連携体制等について検証を行い、随時、要領等の見直しを行い、大規模地震発生後の初動期における災害対策本部機能・体制の強化を図りました。

1.10.2 新たな防災情報プラットフォームの構築

a. 県の進捗

時系列管理票やG I Sを活用して災害対策本部の活動支援が行える機能を持った防災情報システム、地図上に避難に関する情報や被害情報等を表示して現在の状況が視覚的にわかる機能を持った防災みえ.jp ホームページおよびツイッターによる気象情報の提供も行えるメール等配信システムからなる「三重県防災情報プラットフォーム」の運用を平成 29 年度から開始し、災害対策本部における災害情報の収集機能や、県民への情報提供機能の強化を図りました。

東日本大震災では被災状況や安否確認等の情報のやり取りにS N Sが活用されたことから、災害時における情報インフラの一つとしての活用のあり方について検討を行い、平成 29 年 6 月からツイッターによる防災情報の提供を開始しました。

b. 市町の進捗

平成 29 年度から、全市町で県の防災情報プラットフォームによる災害対策本部設置時の情報収集・伝達が行われていますが、現状では、利用が定時の被害情報報告時の報告に限られているため、時系列管理票やG I Sなど、新たな機能を活用した運用方法について、県と市町で協議をしながら検討していく必要があります。

また、一部の市町では独自の防災情報システムを利用していることから、市町システムと県防災情報プラットフォームとを併用しているところもあり、今後、これらのシステム間の連携についても検討が必要です。

ツイッターによる情報提供についても検証を重ね、より効果的な情報提供のあり方について検討を行う必要があります。また、他のS N Sツールを活用した情報提供についても検討を行う必要があります。

1.10.3 業務継続計画（BCP）の策定

a. 県の進捗

平成 27 年度に三重県業務継続計画（三重県 BCP）を作成し、大規模災害発生時の非常時優先業務とその実施体制等について整理しました。

今後、業務継続体制の検証と改善を図る等により、計画の実効性や完成度を高める必要があります。

b. 市町の進捗

平成 28 年度末時点での BCP 策定済み市町数は 10 市町となっており、みえ防災・減災センターが実施する市町 BCP 策定研修等を通じて、未策定市町における BCP 策定を促していく必要があります。

1.10.4 図上訓練の実施

a. 県の進捗

災害対策本部の災害対策統括部における図上訓練については、毎年度、継続して実施するとともに、従来訓練を実施していなかった地方災害対策部においても、訓練を実施することにより、三重県全体の災害対応能力の向上が図れました。

また、図上訓練においては、協定締結団体等も含めた関係機関にも参加いただき、連携強化が図れました。

b. 市町の進捗

県の防災技術専門員等の指導のもと、定期的を実施しているのは 9 市町、市町内で企画立案し定期的を実施しているのは 8 市町となっています。

1.10.5 防災関係機関との連携強化

a. 県の進捗

自衛隊等の防災関係機関と定期的に意見交換をする場を設定し連携強化を図り、県と防災関係機関（自衛隊）のトップ級同士による「顔の見える関係」が醸成・深化されるに至りました。

また、毎年の連絡会議を通じて、訓練の成果と課題が共有されています。

1.10.6 初動警察体制の強化

a. 県の進捗

各年度において大規模災害を想定した非常参集訓練等の各種訓練を実施するとともに、夜間活動に使用する現場活動用投光機を全警察署に整備し、大規模災害発生時に災害警備活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対処能力の向上を図りました。

1.10.7 災害発生時における非常通信の確保

a. 県の進捗

非常通信ルートの調査を行い、新たなルートを追加する等、利用可能な非常通信ルートに見直しを行いました。

また、中継ルート及び直接ルートによる訓練を行い、非常通信ルートの利用方法等の確認を行いました。

1.10.8 災害対策本部機能継続のためのライフラインや燃料の確保

a. 県の進捗

燃料の確保では、「災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業」により、県内の災害対応型給油所および小口燃料配送拠点に緊急車両や自家発電機用燃料の備蓄を確保するとともに、石油連盟と重要施設における燃料設備のデータベースを情報共有することで、災害応急対応期における燃料確保の体制を整えました。

水の確保では、消費期限が切れた飲料水を手洗いやトイレ用の水として確保しました。

1.10.9 災害対策本部活動スペースの確保の検討

a. 県の進捗

大規模地震発生時のより迅速な初動対応を実現するため、平成 27 年度に現在の災害対策本部設置手法についての検証を行うとともに、災害対策本部活動に必要となるスペースのあり方について検討を行いました。

しかし、平成 28 年の熊本地震の発生を受けて、災害対策本部設置場所の代替場所の検討や、受援を見据えたスペースの確保が必要といった新たな課題も発生したことから、今後、受援を見据えた災害対策本部レイアウトの変更と、迅速に設置するための設置手法の検討を行う予定です。

1.10.10 津波浸水を考慮した参集のあり方及び災害対策本部代替機能の検討

a. 県の進捗

休日・夜間の大津波発生を想定し、現在参集先となっている庁舎等への参集のあり方について検証するとともに、参集困難を想定した暫定的な代替参集拠点等について検討を進め必要があることから、平成 27 年度に参集のあり方及び代替地方部の施設の検討に向けた課題について協議しました。

しかし、平成 28 年に発生した熊本地震を受けて、地震動により庁舎が被災した場合についての代替場所の検討が必要となったことから、津波浸水を考慮した場合の検討については一時中断しました。

今後、地震動による庁舎被災の場合と津波浸水の両方を考慮した検証手法（フローチャート）の作成を行い、この検証手法に基づき、各地方庁舎が被災した場合の代替地方部の候補施設選定を行い、この施設を前提とした職員参集のあり方を見直すこととしています。

1.10.11 海底地震観測網を活用した情報の確保

a. 県の進捗

伊勢志摩サミットの開催に合わせ、サミット期間中の地震・津波対策のひとつとして、伊勢志摩地域を対象として「DONET を活用した津波予測・伝達システム」を整備し、平成 28 年 5 月から運用を開始しました。

同システムの対象地域は、現在、伊勢志摩地域に限られているため、深刻な津波被害が予測される県南部地域等への早期導入を進める必要があります。また、県や市町の災害対策本部における同システムの活用方法等についても、検討を進める必要があります。

1.10.12 職員の防災対策の推進

a. 県の進捗

平成 27 年度に実施したアンケートでは、3 日以上以上の食料や飲料水を備蓄している県職員の割合が 3 割程度、自宅の家具の大部分を固定している県職員の割合が 2 割程度等という状況が判明し、同時期に実施した「防災に関する県民意識調査」と比べても、さほど差がなく、十分とは言えない結果となりました。

これを受けて、県職員を対象とした防災啓発を実施しており、定期的に調査を実施することにより、県職員の家庭での防災対策の進捗状況を把握するとともに、取組促進のための啓発等を進めていく必要があります。

1.10.13 職員の情報伝達訓練の実施

a. 県の進捗

全職員を対象とした情報伝達訓練を年3回実施しています。

平成28年度の3回の訓練による30分以内の伝達率の平均は80.6%で、伝達率は着実に向上していることから、職員の情報伝達体制の構築が進んでいると言えます。

連絡のつかない職員の割合は2.4%となっており、様々な機会を通じた啓発・指導を行い、連絡不可者を少なくしていく必要があります。

1.10.14 職員の防災研修の実施

a. 県の進捗

県職員向け防災研修については、災害発生後に各職場の実務的な責任者となる課長級等を対象に実施してきました。

平成27年度に実施した「県職員を対象とした防災対策現況調査」では、「東日本大震災以降、危機意識が薄れている又は危機意識を持たなかった」職員の割合が課長級以上で25.9%、それ以外で53.2%となり、課長級以上に比べ、それ以外の職員の防災意識の低下が顕著となっていることから、今後は、一般職員向けの防災研修の実施についても検討する必要があります。

1.10.15 非常時に備えた通信統制訓練の実施

a. 県の進捗

大規模災害発生時は、県防災通信ネットワークの通信量の大幅な増加が予想されることから、重要度の高い情報を適切に選択して収集・発信することができるよう、通信統制操作マニュアルを作成するとともに、通信統制訓練を実施しています。

各部署の通信統制機能に対する理解が深まっていることから、継続して通信統制の訓練を行う必要があります。また、通信統制操作マニュアルの整備を行う必要があります。。

1.10.16 防災関係機関による通信機器の操作習熟度の向上

a. 県の進捗

年度当初に、県、市町、消防本部の新規担当者を中心に、各通信機器の機能、操作方法等の説明会を開催しています。また、県防災行政無線の設置機関の職員を対象に、無線機の操作説明会を開催しています。

1.10.17 防災行政無線を操作する無線従事者の養成

a. 県の進捗

防災行政無線設備の操作または管理を行うため、無線に関する一定の知識・技能を身につけた無線従事者の育成を行っています。

今後も、無線設備の取扱いに必要な無線従事者を確保できるよう、養成講習会を開催していく必要があります。

1.10.18 交番・駐在所の防災機能の強化

a. 県の進捗

平成 27 年度までに県内すべての交番・駐在所に避難誘導資機材を配備し、交番・駐在所の防災機能の強化を図りました。

1.10.19 災害時の出納業務の対応能力の向上

a. 県の進捗

計画期間を通して毎年、マニュアル内容の周知と対応習熟度の向上のため、各班でマニュアル訓練を実施しました。

職員へのマニュアル内容の周知と対応習熟度の向上のため、引き続き、各班でのマニュアル訓練の実施を行う必要があります。

1.11 災害時の情報収集・伝達体制の強化

1.11.1 災害時における映像情報を活用した情報の共有化

a. 県の進捗

デジタルカメラ撮影画像の伝送訓練やテレビ会議システムを使用した映像伝送訓練、可搬型衛星無線装置の点検に合わせたテレビ会議システムの組立・撤去等の研修等を毎年実施することにより、機器の操作についての習熟度が上がりました。

1.11.2 ヘリコプターテレビシステムを活用した画像情報の収集・伝達

a. 県の進捗

県防災ヘリコプターの更新とあわせて、ヘリコプターテレビシステムを整備し、被災地の状況を上空から迅速に把握する体制を整えました。

1.11.3 消防救急無線設備のデジタル化への移行促進

a. 県の進捗

「三重県消防救急無線デジタル化広域化整備計画」に基づき、消防救急無線のデジタル方式への移行を促進した結果、平成 26 年度末で県内の消防救急無線デジタル化が完成しました。

今後は、三重県市町総合事務組合・各消防本部と連携し、三重県消防救急無線（共通波）運営連絡会にオブザーバーとして参加するなどして、円滑に運用できるよう必要な支援を行っています。

1.11.4 災害時における迅速な被災状況の把握

a. 県の進捗

三重県建築物耐震改修促進計画において耐震診断を義務付けた、第一次緊急輸送道路沿いの建築物のうち、道路を閉塞する恐れのある建築物（以降、対象建築物という。）の所有者に対し、市町と協議し訪問により意向を確認しながら、補助制度の案内と診断実施の啓発を行いました。この取り組みの結果、平成 28 年度に 6 棟の耐震診断が完了しました。

また、平成 29 年度から補強設計及び耐震改修に補助する市町に対する支援制度を創設しました。

1.11.5 被災建築物応急危険度判定コーディネーターの確保

a. 県の進捗

年度当初に各市町における判定コーディネーターの所属先や退職の有無などを確認し、判定コーディネーターの必要人数が不足することとなった市町に対して、同年度内に三重県被災建築物応急危険度判定要綱で定める各研修会のいずれかに参加し、不足人数を補うよう要請しました。

平成 28 年度は、全ての市町において必要人数を確保しました。

1.11.6 市町の防災行政無線（屋外スピーカー等）の総点検の結果をふまえた改善

a. 県の進捗

緊急地震対策行動計画に基づく総点検の結果をふまえ、津波浸水による影響が懸念される市町防災行政無線設備の適正配置や安定した電源確保に向け、市町において改善が進むよう必要な協議を進めています。

毎年度、沿岸 19 市町との協議を行っていますが、住民への伝達に適した代替地点の選定が難しいこと、移設等に費用がかかる等のことから改善が進んでいません。

防災行政無線以外の情報伝達手段も含め、住民に確実に伝達できる手段の導入を検討する必要があります。

1.11.7 緊急速報メールの市町への導入促進

a. 県の進捗

大規模災害時にいち早く情報を伝える手段として、緊急速報メールの導入を県内全市町において進めてきました。

平成 27 年度末までに、県内全市町が 3 キャリア（NTT Docomo、KDDI、Softbank）の緊急速報メールの導入を完了したことから、今後は、市町から住民への情報伝達手段として活用できるよう、支援をしていく必要があります。

1.11.8 SNS（ソーシャルネットワークサービス）を活用した情報提供のあり方検討

a. 県の進捗

東日本大震災では被災状況や安否確認等の情報のやり取りに SNS が活用されたことから、災害時における情報インフラの一つとしての活用のあり方について検討を行い、平成 29 年 6 月からツイッターによる防災情報の提供を開始しました。

今後は、ツイッターによる情報提供の検証を重ね、より効果的な情報提供のあり方について検討を行う必要があります。また、他の SNS ツールを活用した情報提供についても検討を行う必要があります。

1.11.9 外国人観光客の防災情報入手利便性の向上

a. 県の進捗

災害時を想定した 11 パターン程度のコミュニケーションカードを主要 4 言語（英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語）で作成し、外国人観光客を受け入れる観光事業者等に対して配布しその活用を図っています。

今後は、引き続き、外国人を受け入れる観光事業者等に対して、コミュニケーションカードの活用を働きかけるなど、外国人観光客の災害時の防災情報の入手利便性の向上を図っていく必要があります

1.12 緊急輸送の確保と孤立の解消

1.12.1 発災時における集落の孤立可能性の把握

a. 県の進捗

毎年度、県内の孤立可能性集落数の把握と、孤立可能性のある集落における対策の実施状況の調査を実施しています。平成 28 年 12 月現在の県内孤立可能性集落数は 439 集落となっています。

また、災害時における情報・連絡体制の孤立化防止対策として、地域減災対策推進事業により、市町が整備する衛星携帯電話、防災行政無線戸別受信機等及び移動系防災行政無線携帯型の整備に対する支援を行いました。

災害時に集落が孤立することによる被害の発生を防ぐため、引き続き、災害時における孤立可能性について把握するとともに、市町が実施する孤立化防止対策事業について、支援を行う必要があります。

1.12.2 緊急輸送道路沿いの一定規模以上の建築物の耐震化の促進

a. 県の進捗

三重県建築物耐震改修促進計画において耐震診断を義務付けた、第一次緊急輸送道路沿いの建築物のうち、道路を閉塞する恐れのある建築物（以降、対象建築物という。）の所有者に対し、市町と協議し訪問により意向を確認しながら、補助制度の案内と診断実施の啓発を行いました。この取り組みの結果、平成 28 年度に 6 棟の耐震診断が完了しました。

また、平成 29 年度から補強設計及び耐震改修に補助する市町に対する支援制度を創設しました。

1.12.3 道路啓開対策の推進（一部再掲）

a. 県の進捗

迅速な道路啓開を展開するため、熊野灘沿岸の建設事務所管内で資材を備蓄する道路啓開基地の整備を行うとともに、代替路の確保が困難な箇所が津波に対して粘り強い構造となるように道路構造を強化し、道路啓開基地の整備について累計 14 箇所地完成、また、道路構造の強化についても累計 21 箇所地完成しました。

1.12.4 緊急輸送ヘリコプターの燃料確保

a. 県の進捗

県防災ヘリコプターを更新し、平成 29 年 9 月から運用を始めました。これにより、防災ヘリコプターの速度や航続距離等が向上し、災害時の被災者救助、孤立地域への物資搬送な

どで、より長時間の活動が可能になりました。

また、東紀州（紀南）広域防災拠点に航空燃料備蓄貯蔵所を建設し、災害応急対策初動期に必要な航空燃料の確保を図りました。

1.12.5 ヘリポート、活動拠点に関する活用可能性の検証

a. 県の進捗

平成26年度に三重県防災ヘリコプター離着陸場等について、県が公表した津波想定調査結果に基づき、津波浸水に関しての活用可能性について検証を行いました。

検証の結果は、平成27年度以降、毎年度更新する『三重県防災ヘリコプター離着陸場関係一覧』に整理し、防災関係機関へ配布されています。

1.12.6 被災した公共土木施設に対する応急復旧体制の強化

a. 県の進捗

迅速な応急復旧体制の強化を図るため、各地域機関が各企業と連携し、災害発生時における協力要請などを想定した伝達訓練を実施しました。

大規模災害発生時には、迅速な応急復旧が重要となるため、建設企業、測量設計企業との緊急時における運用協定に基づき、訓練を継続して実施し体制を強化する必要があります。

1.12.7 港湾機能継続計画の策定

a. 県の進捗

計画期間中に、県が管理する重要港湾の津松阪港及び尾鷲港の2港湾において港湾BCPを策定しました。

港湾BCPを運用し、発災後の緊急物資輸送や通常貨物輸送に係る港湾機能の早期回復に取り組むことにより、県民生活及び経済活動などの早期回復に資することができます。

今後は、国が主導する伊勢湾港湾機能継続計画で検討中の実効要領の検討経緯をふまえ、発災時における実効要領の検討や連絡体制の整備、情報伝達訓練の実施などを進めます。

また、国の主導により平成28年度から開催している「港湾の堤外地等における高潮リスク低減方策検討委員会」における検討内容等をふまえ、現在策定済みの地震・津波リスクへの対応だけでなく、高潮リスクへの対策について、津松阪港BCP及び尾鷲港BCPの改訂に向けた準備を進めます。

1.13 広域応援・受援体制の整備

1.13.1 広域防災拠点の整備・機能強化

a. 県の進捗

「三重県広域防災拠点施設等基本構想〔改訂版〕」に基づき、県の広域防災拠点の整備を進め、平成 29 年度末までに北勢広域防災拠点が完成する予定で、これにより北勢、中勢、伊賀、伊勢志摩、東紀州（紀北）、東紀州（紀南）における広域防災拠点が完成し、県内すべての地域での広域防災拠点整備が完了となります。

今後は、国のプッシュ型支援に対応した広域防災拠点を活用した物資の受入体制の整備を進める必要があります。

1.13.2 災害時の支援等に関する協定の拡充

a. 県の進捗

災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との災害時の支援等に関する協定を締結し、災害時における広域連携・支援体制の強化を図っています。

1.13.3 近隣府県との連携訓練の実施

a. 県の進捗

毎年度、近隣県を含む訓練に年 4 回程度参加し、他府県との連携を強化してきました。また訓練だけでなく広域応援・受援に関するワーキンググループへ参加しています。

1.13.4 警察災害派遣隊の運用

a. 県の進捗

大規模災害発生時に派遣が見込まれる警察災害派遣隊の招集・派遣体制の整備を図るとともに、救出救助等の実戦的訓練を行っています。

各年度において中部管区内 6 県警察合同による部隊輸送、救出救助等の訓練を実施し、警察災害派遣隊の広域運用を見据えた災害対処能力の向上を図っています。

1.13.5 災害時のボランティア受入体制の整備

a. 県の進捗

市町および市町社会福祉協議会に対して現地ボランティアセンター設置・運営マニュアルの策定や訓練の実施を働きかけていますが、市町や市町社会福祉協議会における災害ボラン

ティア活動支援への意識や取組状況に差があることから、県全域でのマニュアル策定等には至っていません。

大規模災害発生時に、現地災害ボランティアセンターが災害ボランティアを受け入れ、被災者の支援活動を円滑に行うことができるよう、設置・運営マニュアルが整備・活用されていない市町に対して、整備に向けた取組を促す必要があります。

b. 市町の進捗

現地ボランティアセンター設置・運営マニュアルについては 17 市町で策定されましたが、目標としていた県内 29 市町での策定については、平成 29 年度末までには達成できない見込みです。なお、マニュアル策定市町のうち、12 市町では現地ボランティアセンターの設置・運営訓練が実施されています。

1.13.6 災害時のボランティア活動に関する連携強化

a. 県の進捗

大規模災害時に、ボランティアやNPOによる連携を強化し、被災地・被災者支援の活動が円滑に行えるよう、研修会の開催や訓練等の実施を通じて災害時支援活動団体としての登録を促した結果、「災害時支援活動団体名簿」登録団体数は H24 24 団体→H28 90 団体と増加し、平成 29 年度末までに目標とする 120 団体を達成する見込みです。

大規模災害発生時に効果的な支援が行えるよう、引き続きNPO・社会福祉協議会・行政等を対象とした研修会の開催や訓練等を実施し、災害時に備えた互いに「顔の見える関係づくり」の促進に取り組み、災害ボランティア団体の連携を強化する必要があります。

1.13.7 市町広域火葬実施体制整備の促進

a. 県の進捗

平成 9 年に国が定めた広域火葬策定指針に基づき、平成 27 年度に県内各市町の協力を得ながら「三重県広域火葬計画」を策定しました。

平成 28 年度から計画に基づき、市町と連携し訓練を実施しています。

1.14 医療救護体制の充実

1.14.1 災害拠点病院等での非常用発電機能の確保

a. 県の進捗

災害拠点病院等が機能停止とならないよう、通常時の6割以上の発電容量確保が可能な非常用発電装置の電源確保等の整備について、全ての拠点病院が目標値を達成しました。

1.14.2 災害拠点病院等での医薬品の備蓄、供給体制の検討

a. 県の進捗

薬品の供給提供について各病院で締結を進めることとしていましたが、現状では、三重県が薬品卸協会と締結していて、災害時には三重県を窓口に分配調整されることとなっているため、各病院が個別に協定書を交わしても三重県が優先されることから、積極的には進めていません。

1.14.3 災害拠点病院の訓練実施・参加促進

a. 県の進捗

平成25年度、平成28年度、平成29年度に内閣府主催の南海トラフ地震を想定した訓練を実施し、13の災害拠点病院が実動、図上、EMISのいずれかの訓練に参加しました。

回を増すごとに災害拠点病院のみならず、行政（県庁、保健所、市町）や災害医療支援病院、一般病院、各種事業者の参加があり、連携を強めることができました。

1.14.4 災害拠点病院の被災を予測した補完機能の確保

a. 県の進捗

災害拠点病院が機能不全に陥った場合に備え、指定した災害医療支援病院が災害拠点病院と連携する訓練への参加を進めています。

全災害医療支援病院がEMIS訓練に参加し目標を達成していることから、今後は、DMAT訓練や政府訓練など実動による訓練への参加を促進し、連携強化を進める必要があります。

1.14.5 救急告示医療機関のEMIS参加促進

a. 県の進捗

発災時に大量の発生が予想される重傷者、被災地域内の入院患者や、医療施設の被災状況等を国や県、市町、関係団体で共有するため、EMISを用いた情報共有体制の強化を進めています。

対象60施設のうち、平成28年度末までに57施設の参加を得ました。

1.14.6 EMISを用いた災害医療情報の国、県、関係団体間の共有

a. 県の進捗

発災時に、大量の発生が予想される重傷者、被災地域内の入院患者、医療施設の被災状況等、災害医療情報を、国、県、市町、関係団体で共有するため、EMISを用いた情報共有の体制強化を進めています。

各保健所を中心に地域でのEMIS訓練を進めた結果、平成28年度末時点で70機関の参加を得ています。

1.14.7 災害時の医療を迅速かつ円滑に提供できる体制の整備

a. 県の進捗

DMA T、医療救護班の派遣や受入、調整等の役割を担う災害医療コーディネーターが参加する県災害対策本部医療本部の訓練を、年に3～4回程度実施しています。また、国が主催する災害医療にかかる訓練に対して、毎年度3名の災害医療コーディネーターを派遣することにより、県内の災害医療コーディネーターの資質向上を図りました。

災害医療コーディネーターの資質向上は図られていますが、県の図上訓練では、実際にはDMA Tや医療救護班が参加していないことから、これら機関との調整等にかかる実務スキルの向上を図るために、今後も国主催の災害医療訓練等へ積極的に災害医療コーディネーターを参加させる必要があります。

1.14.8 地域における災害時の医療に関するコーディネート機能の確保

a. 県の進捗

各地域において、災害医療コーディネーター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院等の医療関係者、警察、消防、保健所、市町等を厚生委員とする地域災害医療対策会議を立ち上げ、年1～3回程度の会議を開催し、地域の災害医療体制の整備について検討を行いました。

災害時のDMA T、医療救護班の派遣や受入、調整等の業務は、災害医療コーディネーターの支援を受けながら各地域の保健所が実施することから、保健所職員の災害医療にかかる

資質向上とともに、災害医療コーディネーターとの連携の強化を図る必要があります。

1.14.9 地域における災害医療ネットワークの構築

a. 県の進捗

情報伝達訓練、災害医療コーディネーター研修、EMIS 入力研修、防災講演会など、県内 9 地域で訓練、研修を実施し、関係各機関等との連携を促進しました。

1.14.10 S C U の機能の確保

a. 県の進捗

広域医療搬送の拠点として、代替場所を含めた S C U の設置場所を県内に 4 か所定め、S C U 設置の設置や関係機関との連携にかかる訓練を年 2 回実施しています。

S C U 設置にかかる訓練を実施していますが、実際に S C U を設置・運営するためには、設置・運営にかかるスタッフや資機材等の整備が必要となり、今後、これらの確保についても検討を進める必要があります。

1.14.11 避難所や救護所における医療ニーズの収集方法の検討（体制、ルール作り）

a. 県の進捗

災害医療コーディネーター研修や、救護班研修へ積極的に参加を求め顔の見える関係の構築を図りました。

1.14.12 避難所での衛生管理体制の確保

a. 県の進捗

「大規模災害時歯科保健活動マニュアル」に基づき、災害時の歯科医療体制の確保のための安否確認システムが導入され、定期的な災害時体制整備のための訓練を行ってきました。また、大規模災害時の被災地への派遣の経験も生かし、災害時の対応に必要な要素をふまえた広いテーマで研修の企画など行ってきました（身元確認のための研修、口腔ケア・食支援にかかる研修など）。28 年度には関係機関同士の連携協定の締結がなされ、大規模災害時に機能する体制基盤が整いつつあるといえます。

災害時の歯科保健医療領域での活動が理解され、市町と地区歯科医師会での協定締結も徐々に進んでいます。

1.14.13 遺体を取り扱う体制の整備

a. 県の進捗

各年度において充実した死体検案研修会をそれぞれ開催し、検案に携わる医師・歯科医師の資質の向上を図り、関係機関との連携強化の成果がありました。

1.15 市町防災力の向上に向けた支援

1.15.1 市町が主体的に取り組む防災・減災対策への支援の実施

a. 県の進捗

地域減災対策推進事業を通じて、市町が実施する強振動対策、津波避難対策、災害時要援護者対策、孤立化防止対策等、市町の防災・減災に向けた取組を推進しました。

また、平成 26～27 年度に実施した、これまでの補助実績や市町の防災・減災対策の進捗状況を調査したうえで、平成 27 年度「三重県新地震・津波対策行動計画」に基づく取組の中間評価に合わせて、補助制度の見直しを行いました。

県補助金により、市町が実施するハザードマップの作成や避難所等の資機材、防災倉庫の整備など、防災・減災対策への財政的支援を行っています。

b. 市町の進捗

「自助」、「共助」の取組がなかなか進まないなど、市町単独で解決することが難しい課題が明らかになっており、こうした市町の課題解決につながる支援のあり方を検討する必要があります。

1.15.2 図上訓練等を通じた市町との連携体制の確立

a. 県の進捗

市町の図上訓練を通じて、市町職員への研修、県との連携の確認を行い、災害対応力の向上を図る取組を進めた結果、平成 24 年度には取組市町数は 14 市町でしたが、平成 28 年度には 21 市町と増加しています。

市町の図上訓練実施にあたっては、災害対応時、実際に県の窓口となる各地方部の参画を求め、より実践的な訓練となるよう努めています。

平成 27 年度からは、「みえ防災・減災センター」の実施する市町職員の現場対応力の向上に資する研修のカリキュラムに図上訓練を取り入れ、災害対応の最前線に立つ市町職員を対象とした系統的な人材育成を開始しました。

1.15.3 常備消防の充実強化

a. 県の進捗

救急救命活動の向上を図るため、引き続き、救急救命士養成機関における消防職員研修派遣を支援します。

救急現場での活動に関する教育を行える救急救命士（指導救命士）の新規養成及び指導救命士を代表し統括する上級指導救命士の認定を行い救急救命士の資質の向上を図っていきます。

1.15.4 消防団の活動支援

a. 県の進捗

平成 27 年度からの 3 年間で以下のとおり、消防団員と自主防災組織リーダーを対象にした研修を行うとともに、モデル事業にも取り組みました。

- ・ 自主防災組織アドバイザー養成講座 1 3 0 名（見込み）
- ・ 自主防災組織リーダー研修 2 9 7 名（見込み）
- ・ 消防団・自主防災組織連携実務研修 3 0 5 名（見込み）
- ・ 連携実践モデル事業 5 地域

1.15.5 防災担当職員の防災情報システム操作能力向上

a. 県の進捗

年度当初に、市町担当者、県災害対策本部及び災害対策地方部職員向けの操作研修を行いました。また、必要に応じて追加の操作研修を行いました。

1.16 災害時要援護者への支援（応急対策）

1.16.1 三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進

a. 県の進捗

「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を策定し、これをもとに各地域で避難所ごとの運営マニュアルを作成することにより、女性や外国人など多様な避難者に配慮した、住民主体による避難所運営を行う体制の整備を進めています。

熊本地震で明らかになった課題である「避難所外避難者」対策についても、県の対応方針をまとめ、平成 28 年度に「三重県避難所運営マニュアル策定指針」へ反映しました。

避難所ごとの運営マニュアルの作成に取り組む市町数は、平成 28 年度末時点で 9 市町にとどまり、目標とする 29 市町は達成できない見込みです

1.16.2 福祉避難所の指定等の促進

a. 県の進捗

福祉避難所については、県内すべての市町で指定が行われており、その総数は平成 28 年度末で 364 施設で、県内小学校の総数と同等数が確保されています。

一方で、福祉避難所運営マニュアルを作成済みの施設数は 162 施設となっており、運営体制が確立されていない施設が多くみられます。

福祉避難所の運営体制を確立するためには、運営に必要な人材の確保が必要となりますが、運営スキルを持つ人材が不足しています。

災害発生時に福祉避難所としての機能を十分発揮するためには、運営マニュアルの策定や訓練の実施等により、福祉避難所の運営の核となる人材の育成が必要となります。

1.16.3 介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設）の相互支援協定の締結促進

a. 県の進捗

大規模地震による津波被害が甚大になると想定される東紀州地域において、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設（計 16 施設）が平成 26 年 3 月 14 日に災害時相互支援協定を締結したことをうけ、東紀州地域以外の特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設に対し、災害時における入所者の安全確保に向け、介護保険施設相互間の入居者の避難受け入れ体制等の構築についての検討を文書にて働きかけました。

その結果、平成 27 年 12 月 1 日付けで、いなべ市施設サービス連絡会の施設間（10 団体／13 施設）、平成 29 年 3 月 16 日付けで鈴鹿地区老人福祉施設協会の施設間（14 団体/22 施設）で「災害時相互支援協定書」が締結されました。

1.16.4 「避難所情報伝達キット-絵表示・多言語-つ・た・わ・るキット」の活用促進

a. 県の進捗

「避難所情報伝達キット」を活用した防災訓練を、年2回以上実施しています。

1.16.5 「みえ災害時多言語支援センター」を通じた支援の実施

a. 県の進捗

1年に1回、大規模災害時の多言語情報提供を想定とした図上訓練を行い、「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営訓練を着実に実施することにより、前年度の意見を取り入れて翌年度に改善するなど、各関係機関との連携が進みました。

1.16.6 三重県災害時保健師活動マニュアルの活用促進

a. 県の進捗

保健師の人材育成研修として、「三重県災害時保健師活動マニュアル」を活用した実践的な研修及び訓練が県・市町保健師を対象に実施できました。

また、災害派遣保健師としての経験も踏まえ、各保健所単位で市町保健師と共に地域における災害対策について、関係者を含めた検討や実践的な研修を実施し初動体制の整備を進めることができました。今後は、「受援体制」についても検討し、引き続き、実践的な研修や訓練を繰り返し実施していく必要があります。

1.16.7 災害時こころのケア活動マニュアルの活用促進

a. 県の進捗

災害時こころのケア研修として、市町・保健所保健師、関係機関担当者等を対象に、毎年継続して研修を実施できました。

また、各保健所や市町で実施する会議や研修会の際に、こころのケアの大切さや「災害時こころのケア活動マニュアル」の活用について周知を図りました。

b. 市町の進捗

毎年、災害時のこころのケアに関する研修会等に参加している市町は6市町であり、一方で参加したことのない市町が8市町あります。保健師活動マニュアルの中に、こころのケアの視点を明記する等の取組も進められていますが、具体的な取組が今後必要になります。

1.17 男女共同参画の視点に立った災害対応・支援体制の確保

1.17.1 男女共同参画の視点を持った相談対応への支援

a. 県の進捗

平成26年度より、災害時に市町等において男女共同参画の視点を持った相談対応を行えるよう、相談対応マニュアル作成の検討を開始し、平成27年度に「災害時における男女共同参画視点における相談対応マニュアル」の作成が完了しました。平成28年度以降は同マニュアルについて各市町に活用を促すとともに、男女共同参画センターの事業においても活用し、普及を図りました。

1.17.2 防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

a. 県の進捗

平成27年度に「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任要綱」及び「同運用要領」を全部改正し、県の附属機関等において男女の委員構成が均衡のとれたものとなるよう配慮する取組を進めるとともに、男女共同参画の視点による防災関連計画への反映に努めました。

避難所運営等の現場において、男女共同参画の視点を踏まえたニーズ把握や意思決定が行われるよう、女性防災人材や女性消防団員の育成を進める必要があります。

1.18 避難対策・帰宅支援対策の強化

1.18.1 市町の避難整備計画作成の促進

a. 県の進捗

地域の実情に応じた避難施設や避難路等の整備がなされるよう、市町の整備計画作成に向け、地域減災力強化推進補助金及び県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金の補助要望やヒアリング時など、さまざまな機会を捉えながら、働きかけを行いました。

また、南海トラフ特措法による特別強化地域において、津波避難施設等整備に係る国庫補助金等の補助率嵩上げ措置を受けるために必要な緊急事業計画の策定（計画の変更を含む）支援を行いました。

消防庁の調査結果によると、平成 28 年 12 月 1 日現在の県内沿岸市町における市町津波避難計画の策定率は、100%となっています。

1.18.2 避難所や避難場所・津波避難ビル等の整備支援

a. 県の進捗

国の交付金の活用促進や県補助金による支援等により、平成 28 年度末までに、9 市町において 22 基の津波避難タワー等が整備されるなど、津波避難施設の整備が進み、民間建築物等の「津波避難ビル」への指定も進められています。

南海トラフ地震対策特別措置法に基づく南海トラフ地震津波対策特別強化地域から外れた県北部の海拔ゼロメートル地帯の市町については、県単補助金により国のかさ上げ措置と同等程度の財政支援制度を新設し、津波避難施設等の整備促進を図りました。

国や県の財政支援措置等を活用し、津波からの避難路整備も進められています。

今後は、津波避難経路の安全性や津波到達予測時間までの避難場所までの避難の可否等から必要箇所を精査し、引き続き、津波避難場所や避難路を計画的に整備する必要があります。

b. 市町の進捗

沿岸 19 市町すべてで災害対策基本法に基づく津波避難にかかる「指定緊急避難場所」の指定が完了しており、津波避難困難地域の解消が進みました。

1.18.3 避難者視点から見た災害リスクの見える化

a. 県の進捗

地域減災対策推進事業費により、市町が実施した海拔表示札の設置について支援を行いました。

また、みえ防災・減災センターの調査・研究事業において、風水害像の「見える化」に関する調査研究を実施しました。

なお、平成26年度に、津波避難誘導標識システムが日本工業規格（JIS）に制定されたことから、三重県避難誘導標識等設置指針を本規格に適合させるよう修正を行い、市町に周知しました。

b. 市町の進捗

11 市町で、避難誘導標識が設置済みとなっています。他の市町の多くにおいても、設置中あるいは設置場所について検討中であり、今後、避難リスクの「見える化」は進むことが期待されます。

1.18.4 避難誘導等における危機回避

a. 県の進捗

南海トラフ地震を想定した、津波災害の想定を盛り込んだ図上訓練等を継続して実施し、避難誘導等における危機回避のための対処能力の向上する成果を得ました。

1.18.5 海拔ゼロメートル地帯等における広域避難体制の検討

a. 県の進捗

県北部の海拔ゼロメートル地帯では、風水害による長期の湛水、多数の避難者が生じることが想定されることから、市町境を越えての広域避難体制のあり方が検討されており、平成28年度に沿岸部の避難元市町と内陸部の避難先市町との間で、「浸水時における広域避難に関する協定」が締結されました。

避難元市町内の各地域と、避難先市町の受入避難所とのマッチングが完了し、現在、受入避難所までの移動方法や広域避難実施の判断のタイミングなど、より具体的な広域避難のあり方についての検討が進められています。

広域避難時の移動方法は、貸切バスを利用した集団避難や自家用車を利用した個別避難などが考えられますが、バスの手配や渋滞対策、自家用車駐車場の確保などそれぞれに課題があり、さらなる検討が必要です。また、現在は風水害時を想定していますが、将来的には、津波避難時の広域避難のあり方についても検討を行う必要があります。

広域避難時には、避難元市町と避難先市町とがそれぞれ同じタイミングで広域避難の実施を判断する必要がありますが、その都度、関係市町で広域避難の実施を協議しては、発災までに広域避難を終えることが困難であることから、国等による統一的な広域避難のルールづくりが必要です。

1.18.6 大規模移送にかかるバス事業者との協定の締結

a. 県の進捗

平成27年12月2日、近畿2府8県バス協会と、大規模広域災害時における避難者（滞

留者を含む）の輸送業務、災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務、ボランティアの輸送業務等に関する「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」を締結しました。

1.18.7 観光客への対応を想定した訓練の実施

a. 県の進捗

観光客への対応を想定した訓練を、年 1 回以上実施しています。

b. 市町の進捗

亀山市において、重要伝統的建造物群保存地区選定 30 周年記念「文化財防火デー消防訓練 in 関宿」にあわせ、市、観光関係団体、市民等とともに避難訓練を実施しました（平成 27 年 1 月）。

紀北町において、新たに作成した避難マップの検証を兼ね、民宿、自治会、観光協会、町等とともに避難訓練を実施しました（平成 28 年 3 月）。

鳥羽市、志摩市、南伊勢町の宿泊施設において DONET を活用した避難訓練を実施しました。（平成 28 年 4 月）

海女小屋「相差かまど」及び「海女文化資料館」から海女小屋の海女さんや相差町民が観光客に声をかけて一緒に避難する避難訓練を実施しました。（平成 28 年 12 月）

今後、これまで実績の無い地域での実施も検討します。

1.18.8 災害時帰宅支援ステーションの協定締結の推進

a. 県の進捗

平成 26 年度に関西広域連合と連携して協定を締結し、既締結事業者の連絡先の確認を毎年度実施しています。

また、災害時帰宅支援ステーション事業への負担金による事業への協力を行うとともに、協定事業所にステッカーを配布し広く住民に周知しています。

1.18.9 災害時帰宅支援ステーションの周知

a. 県の進捗

協定事業者を通じて、災害時帰宅支援ステーションの店舗等にポスター、ステッカーを掲示し、県民に広く周知してきました。

1.19 避難生活の支援体制の充実

1.19.1 三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドラインの活用促進

a. 県の進捗

三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドラインをベースに、保健所管内の市町栄養業務検討会において、情報交換を行いながら管内または市町のガイドライン策定が始まりました。地域毎に取り組み方は様々ですが、ガイドラインをより具体化するため、避難所における食支援のための訓練シミュレーションマニュアルや炊き出しレシピ、注意喚起のためのポスターやリーフレット、活動に必要な様式を作成した市町もあります。

また、食のボランティア団体に対する研修会の開催や飲食店に対する災害時における食支援意識調査により、地域資源の活用や把握に努めている保健所が増えました。

1.19.2 給食施設災害時体制づくりの推進

a. 県の進捗

給食施設指導においては、4年毎に指導方針を定めており、平成27年度から30年度の4年間の方針では、「災害時・非常時等の給食提供体制の確保」を重点指導の1つとして位置づけ指導しました。

給食施設現場では、災害対応を十分に検討する時間がないとの声もあり、保健所が開催する研修会において、受講形式だけでなく、グループワーク形式の検討や対応マニュアルのフロー図作成など、実践に結びつきやすい内容としてきました。

マニュアルの整備は、十分すすみませんでした。災害時直ちに必要となる食料の備蓄は進みました。

1.19.3 応急的な住宅の確保（応急仮設住宅）

a. 県の進捗

三重県地震被害想定調査において、各市町における応急仮設住宅の必要戸数を推計し、建設候補地の確保について検討を促進しました。

b. 市町の進捗

市町において、応急仮設住宅建設候補地の選定や台帳整備等が促進されるとともに、各市町間で候補地の情報共有を行いました。

なお、三重県地震被害想定調査に基づく応急仮設住宅の必要戸数分の候補地が確保されています。

1.19.4 応急的な住宅の確保（一時提供住宅）

a. 県の進捗

平成 27 年度に作成したマニュアルについて、平成 28 年に発生した熊本地震の検証結果をふまえた点検を行いました。

1.19.5 災害時支援活動団体への支援

a. 県の進捗

被災者の多様なニーズに対応できる専門性の高い NPO を発掘・育成し、災害時前に迅速に被災者を支援する体制を拡充するために事前協定の締結を進め、協定締結団体は H24 0 団体→H28 2 団体となりましたが、平成 29 年度末までの目標とする 5 団体は達成できない見込みです。

応募団体は複数あるものの、審査の結果基準点に及ばずに協定締結に至らず、団体数の増加につながっていません。

引き続き、専門性やノウハウを有した NPO 等の発掘に努めるとともに、医療・福祉など「災害救援」以外の様々な分野で活躍する専門性の高い NPO 等を発掘・育成し、被災者の多様なニーズに速やかに対応できるよう、各関係団体との事前の連携の強化を図る必要があります。

1.19.6 「ペットの防災対策ガイドライン」の策定・普及

a. 県の進捗

ペットの同行避難については、飼い主責任による同行避難を啓発するための「ペットの防災対策に関するガイドライン」の策定を進めており、平成 29 年度中に完成する予定です。

ガイドライン策定の参考とするため、三重県獣医師会等の関係団体等を対象とした意見交換会や、三重県獣医師会員、市町関係職員等を対象に南海トラフ地震に備えた対策に関する研修会を開催しました。

また、平成 28 年 9 月に熊本県と熊本市に職員を派遣し、熊本地震におけるペット対策等について調査を行うとともに、災害時の危機管理対応の拠点となる三重県動物愛護推進センター（あすまいる）を整備しました。

これらの取組内容をふまえ、ガイドラインの策定に取り組むとともに、ペットの防災対策に関する効果的な普及啓発方法について検討する必要があります。

1.20 ライフライン・生活環境の復旧対策の推進

1.20.1 災害廃棄物処理計画の策定

a. 県の進捗

各市町が災害廃棄物処理計画を策定できるよう、未策定の市町へ個別に助言を行い、策定に向けた技術的支援を行いました。その結果、平成 28 年度末時点で 24 市町が計画を策定しています。県及びすべての市町で、計画期間中の平成 29 年度末には、災害廃棄物処理計画の策定が完了する見込みです。

また、発災後、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うため、災害廃棄物処理スペシャリスト人材の育成を行い、県内複数の地域で県及び市町職員に災害廃棄物処理に精通した人材が配置されるとともに、民間団体や県・市町による災害時の廃棄物処理が円滑に進められるよう、相互協力体制の維持・強化を図る必要があります。

1.20.2 ライフライン関係機関との災害復旧シナリオの共有

a. 県の進捗

ライフライン企業等連絡会議を開催し、県とライフライン企業間について、情報共有を図りました。災害時における県とライフライン、ライフライン企業間の情報伝達や協力体制がとれるかなどについて、検証していく必要があります。

1.20.3 水道の主要施設である水管橋の耐震化推進

a. 県の進捗

計画期間（平成 25～29 年度）においては、応急復旧に長時間を要する水管橋について、優先的に耐震化に取り組みました。

平成 28 年度末で 4 橋の耐震化が完了しています。

1.20.4 市町水道事業者の応急給水体制の情報共有

a. 県の進捗

三重県水道災害広域応援協定は平成 9 年度に三重県と県内 69 市町村(当時)とで締結され、当協定に基づく実施要領を毎年更新しています。その中で、各市町の資機材保有状況については県内市町に照会をかけ更新し、情報共有を行ってきました。さらに平成 26 年度からは、各市町の管理する給水拠点（浄水場、配水池）の緒元を整理した「災害時における確保水量集計」を作成し、関係市町と情報共有を行いました。

1.20.5 下水道地震・津波BCP計画の策定

a. 県の進捗

平成 27 年度末に県内のすべての流域下水道終末処理場の業務継続計画（BCP）の策定が終了したことから、関連機関とともに、「三重県流域下水道事業業務継続計画」に基づく図上訓練を実施しました。

1.20.6 工業用水道の主要施設である水管橋の耐震化推進

a. 県の進捗

計画期間（平成 25～29 年度）においては、応急復旧に長時間を要する水管橋について、優先的に耐震化に取り組みました。

平成 28 年度末で 11 橋の耐震化が完了しています。

1.20.7 工業用水道の浄水場等における主要施設の耐震化推進

a. 県の進捗

主要施設である浄水場及びポンプ所については、計画期間（平成 25 年度～29 年度）において平成 27 年度に沢地浄水場、平成 28 年度に野代導水ポンプ所の耐震化が完了しました。

1.21 被災者の生活再建支援

1.21.1 住宅相談体制の構築

a. 県の進捗

建築士事務所協会等と協議を重ね、協定締結に向けた具体的な対応についての検討を行うことができました。

1.21.2 被災時の緊急雇用創出のための情報収集とノウハウの蓄積

a. 県の進捗

平成26年度に、東日本大震災の被災5県（青森、岩手、宮城、福島、茨城）における国の震災等緊急雇用対応事業等への対応状況について各県のホームページより情報収集を行い、整理、分析を行いました。

被災地における取組等について、引き続き情報収集を進めるとともに、被災者の再就職等にかかる国の支援制度や関係機関の役割分担等について、事前に整理を行う必要があります。

1.21.3 被災農林水産業者の経営再建資金制度の周知

a. 県の進捗

県農林事務所・三重県農業信用協会・JA三重信連・日本政策金融公庫の融資制度担当者を対象にした説明会を継続して開催し、融資制度の周知を図りました。

1.22 地域コミュニティの維持・継続に配慮した復興に向けての準備

1.22.1 「三重県復興指針（仮称）」の策定

a. 県の進捗

三重県防災会議専門部会「防災・減災対策検討会議」での議論、東日本大震災の被災地等における状況調査の実施、市町への意見照会、被災自治体が策定した復興計画等を通じての情報収集などを行い、平成 28 年 3 月に「三重県復興指針」を策定し、公表しました。

また、市町防災担当者等を対象とした研修会にて本指針の内容の説明を行うとともに、「三重県復興指針」概要版を作成しホームページ上で公開するなど、市町職員や県民等への本指針の内容の共有に努めました。

復興に向けての取組を長期的視点に立ち計画的かつ迅速に実施するため、「三重県復興指針」では、震災から概ね 1 週間程度で県の復興対策に関する意思決定機関である「三重県震災復興本部（仮称）」を設置し、復興法に基づき、復興に向けた基本理念等を定めた「三重県復興方針（仮称）」を震災後 1 ヶ月程度、迅速かつ円滑に復興作業を進めるための「三重県復興計画（仮称）」を震災後 1 ヶ月から 3 ヶ月程度で策定することと定めています。

このため、大規模災害発生後、速やかに復興体制を整え、方針や計画の策定を進めるための具体的な体制等について、検討を行う必要があります。

1.22.2 住宅復興計画策定のための事前検討

a. 県の進捗

平成 27 年度に作成したマニュアルについて、平成 28 年に発生した熊本地震の検証結果をふまえた点検を行いました。

1.22.3 震災復興に関する市町への情報提供

a. 県の進捗

「みえ防災・減災センター」と連携し、市町防災担当職員研修で、東日本大震災等過去の災害における復旧・復興の過程を学ぶとともに、シンポジウムや出前トーク等においても、復旧・復興の内容を盛り込むことで、県民が復旧・復興のイメージを持つことができるよう啓発を行いました。

また、「三重県復興指針」を策定することで、災害時に復興作業を円滑に進められるよう、復興プロセスにおいて必要となる対策を明らかにし、それら対策の手順を示す「手順書」あるいは「マニュアル」として取りまとめました。

1.22.4 復旧・復興期まで視野を広げた防災啓発の実施

a. 県の進捗

「みえ防災・減災センター」と連携し、市町防災担当職員研修で、東日本大震災等過去の災害における復旧・復興の過程を学ぶとともに、シンポジウムや出前トーク等においても、復旧・復興の内容を盛り込むことで、県民が復旧・復興のイメージを持つことができるよう啓発を行いました。

また、「三重県復興指針」を策定することで、災害時に復興作業を円滑に進められるよう、復興プロセスにおいて必要となる対策を明らかにし、それら対策の手順を示す「手順書」あるいは「マニュアル」として取りまとめました。

1.22.5 地震津波に強い都市計画指針検討

a. 県の進捗

指針の作成にあたっては、三重県都市計画審議会内に調査審議する小委員会を設けて議論を進めるとともに、県市町連絡会議で市町の都市計画担当部局とも十分な意見交換をし、意識の共有を図りました。

その結果、「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」を取りまとめ、策定・公表ができました。

1.22.6 地籍調査の促進

a. 県の進捗

地籍調査の進捗率は、平成 25 年～29 年度の 5 年間で 0.5%しか伸びませんでした。休止市町を含む海岸線を有する市町が南海トラフ地震津波浸水想定区域を対象とする国土交通省直轄の都市部官民境界基本調査に取り組みました。また、地籍調査事業の実施主体である市町への事業費補助並びに三重県国土調査推進協議会等を通じた研修会等による啓発活動及び国への要望活動を実施しました。

地籍調査を休止している市町に対して、幹部職員等が直接訪問して調査再開を促したところ、平成 25 年～29 年度の 5 年間で朝日町と南伊勢町、亀山市の 3 市町が調査を再開することとなりました。

地籍調査は、土地取引の円滑化や土地の保全等の本来の目的に加え、公共事業の効率化及び災害復旧の迅速化等に繋がるため、公共事業関係部署や市町と連携し、社会資本整備円滑化地籍整備交付金を活用しながら、地籍調査事業を進めていく必要があります。

また、4 市町に対しても、調査を再開していただくよう、粘り強く働きかけていく必要があります。

1.22.7 東日本大震災被災地での活動等の共有と活用

a. 県の進捗

新地震・津波対策行動計画の計画期間は、東日本大震災発災から平成27年度までの「集中復興期間」と平成28年から平成32年度までの「復興・創生期間」にまたがっており、その時々々の復興状況に応じた課題や対応など、被災地派遣職員からの日々業務を通して感じた生の声を聞くことにより、東日本大震災からの復興に向けた道のりを把握することができました。

2. 新風水害対策行動計画

2.1 県民の防災行動の促進

2.1.1 風水害に関する防災啓発の推進

a. 県の進捗

「みえ風水害対策の日シンポジウム」や防災気象講演会のほか、防災技術専門員・指導員が行う地域住民等を対象とした出前トーク等の防災講話において、風水害リスクや防災気象情報の意味の説明等を行いました。

しかし、風水害による危険性の認知度としては、居住する地域において「川の氾濫による浸水の危険性があることを知っている」県民の割合は、H26 37.3%→H28 34.1%、「地域の風水害の危険性についてあまり知らない」は H26 13.8%→H28 16.3%となっており、地域で起こり得る風水害リスク等について、県民の理解が進んでいないことが示されました。

同様に、「大雨注意報や大雨警報を知っている」と答えた県民の割合は、H26 93.2%→H28 89.6%、「避難勧告や避難指示を知っている」と答えた県民の割合は H26 84.4%→H28 77.2%となっており、県民の防災情報に対する理解度も低下傾向が示されています。

全国的には、1 時間に 80 ミリ以上の「猛烈な雨」の発生回数が 1980 年代と比べて 1.5 倍となるなど極端な降雨が頻発しており、ここ数年間でも、突発的な土砂災害や洪水等により、各地で甚大な被害が引き起こされていることから、平時の防災行動のみならず、災害発生時の県民一人ひとりの対応力を高めるためにも、防災意識の向上が不可欠です。

2.1.2 停電、断水、道路途絶等に備えるための個人備蓄の促進

a. 県の進捗

多様なメディアや啓発冊子、あるいは研修やイベントなどを通じて、県民に向けて個人備蓄の必要性とその方法を周知することで、水や食料など個人備蓄の促進を図りました。

2.1.3 「防災みえ.jp」メール配信サービス等への加入促進

a. 県の進捗

これまでの登録制メールに加えて、ツイッターによる気象情報の提供を行うことにより、複数の情報伝達手段による情報提供が可能となり、より多くの人に情報を提供することができるようになりました。

b. 県民の進捗分析

平成 28 年度「防災に関する県民意識調査」の調査結果によると、「防災みえ.jp」ホーム

ページを「知らない」と回答している割合が半数近くいることから、知名度の向上については課題があるようです。また、「知っているが見たことがない」と回答している割合が 2 割程度で、そのうち活用しない大半の理由が「他の手段（TV、ラジオ、インターネット等）で必要な情報が入手できるから」とされています。

2.1.4 市町が取り組む洪水ハザードマップの作成支援

a. 県の進捗

地域減災力強化推進補助金の洪水・土砂災害避難対策推進事業において、洪水・土砂災害ハザードマップ作成を補助対象メニューとして、市町の取組を支援しました。

b. 市町の進捗

洪水ハザードマップは、22 市町で作成されています。

平成 27 年に国土交通省が国管理河川における想定浸水域を新たに発表しています。県河川についても同様に、見直しが進められているため、これらの策定が終了した後にハザードマップを作成する考えの市町が多くなっています。

一部の市町では、県管理河川の浸水想定公表を待っていると、更新が遅れるため、市町独自で作成を進めている市町もあります。

2.1.5 市町が取り組む内水ハザードマップの作成支援

a. 県の進捗

過去に浸水実績のあった 3 市に対して内水ハザードマップの必要性を具体的に説明し、ハザードマップの作成に向けた取組を進めました。このうち 2 市において内水ハザードマップの作成に必要な内水浸水シミュレーションの準備を進めています。

2.1.6 市町が取り組む土砂災害ハザードマップの作成支援

a. 県の進捗

地域減災力強化推進補助金の洪水・土砂災害避難対策推進事業において、洪水・土砂災害ハザードマップ作成を補助対象メニューとして、市町の取組を支援しました。

今後も引き続き、住民に対する土砂災害リスクの啓発と、土砂災害による被害を軽減するため、土砂災害ハザードマップ作成に対する支援を行うとともに、その必要性について啓発を行っていく必要があります。

2.1.7 防災シンポジウム・講演会の開催・参加促進

a. 県の進捗

今後も、引き続き、「防災の日常化」の定着を図るため、「みえ防災・減災センター」並びに市町や関係機関とも連携し、「みえ風水害対策の日シンポジウム」や「みえ地震対策の日シンポジウム」などの啓発イベントを開催しました。

2.1.8 出前トーク等による住民への周知啓発

a. 県の進捗

地域等からの要請に基づき「出前トーク」等の防災講話を実施しており、平成 25 年度から 28 年度までの累計では、519 回に達します。

出前トーク等を通じて、地域・企業・学校などに対する啓発を実施するとともに、自主防災組織の活性化に向けた取組において、防災技術指導員が地域に出向き、直接住民に対する啓発を行うことで、県民の防災意識の向上や災害に対する自主的な備えを促しました。

2.1.9 マスメディアを活用した防災啓発の実施

a. 県の進捗

防災啓発イベントや防災講座、研修等の開催案内を行ったほか、自主防災組織の防災活動を表彰する「みえの防災大賞」をはじめとして、地域が主体となって実施している防災活動等を、マスメディアを使って発信することで、県民の防災に対する意識の向上や地域における防災活動の促進につなげました。

2.1.10 外国人住民を対象とした防災啓発の実施

a. 県の進捗

外国人住民を主な対象とした防災訓練及び災害時外国人サポーター研修を年 2 回、計 10 回（見込み）開催しました。

開催市町

- ・平成 25 年度：鳥羽市、伊賀市
- ・平成 26 年度：紀北町、いなべ市
- ・平成 27 年度：玉城町、津市
- ・平成 28 年度：桑名市、鈴鹿市
- ・平成 29 年度：志摩市（予定）ほか 1 市町

2.1.11 総合防災訓練（実動訓練）の実施

a. 県の進捗

県内各地域を会場として、毎年度訓練を実施しています。各回ごとに課題や訓練テーマを設定し、それらを解決するため地域住民・自主防災組織・消防団・防災関係機関や協定締結団体等との連携を強化するとともに、自助・共助・公助の強化に取り組んできました。

2.1.12 三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進

a. 県の進捗

熊本地震で明らかになった課題である「避難所外避難者」対策について、県の対応方針をまとめ、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」に反映しました。

避難所単位の運営マニュアル策定に向け、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、実践的なワークショップなど地域の活動に対する実地支援を行った結果、平成 28 年度までに 15 市町 61 地区で取組が行われました。

このほか、避難所マニュアル策定の取組までは至りませんでした。避難所運営ゲームや避難所開設等の訓練については、8 市町 23 地区が取り組みました。

「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を活用し、各市町の状況にあわせ、17 市町において、市町独自の避難所運営マニュアル策定指針等が策定されています。

2.1.13 みえの防災大賞の実施

a. 県の進捗

毎年度 1 回「みえの防災大賞」を実施し、自主的な防災活動の表彰や特色ある取組の周知を行うことで、自主的な防災活動に取り組む団体の活動意欲を促進するとともに、今後の防災活動の活性化を図りました。

- ・平成 25 年度 大賞 1 団体 奨励賞 5 団体
- ・平成 26 年度 大賞 1 団体 奨励賞 5 団体
- ・平成 27 年度 大賞 1 団体 奨励賞 5 団体
- ・平成 28 年度 大賞 1 団体 奨励賞 5 団体

2.1.14 個人備蓄など災害時の緊急物資等における備蓄のあり方検討

a. 県の進捗

災害時における緊急物資等の備蓄や調達に関する各主体（自助・共助・公助）の役割分担などの基本的な方向性を示した「災害時の緊急物資等にかかる備蓄・調達の指針」を作成しました。また、市町の参加を得て「公的備蓄・調達にかかる検討会」を設置し、備蓄や調達に関する県と市町の役割分担等について検討を進め、「三重県備蓄・調達基本方針」として

取りまとめました。

2.1.15 三重県総合博物館や三重県立図書館等と連携した防災啓発の実施

a. 県の進捗

引続き、三重県総合博物館と連携した防災啓発を実施していくため、協議を重ねていくこととし、この展示をしていく際に啓発素材を作成していくこととしています。

また、みえ防災・減災センターが作成した「みえ防災・減災アーカイブ」の被災体験インタビュー映像・手記、収集した防災紙芝居などを使い、こういった啓発素材を地域や学校等において活用していただけるようさらに取り組みを進める予定です。

総合博物館の発信力を活かした啓発方法を検討する必要があります。

2.1.16 「みえ防災・減災アーカイブ」の充実

a. 県の進捗

みえ防災・減災アーカイブにおいて、下記のコンテンツの収集、登録、公開を行いました。

- ・ 昭和東南海地震体験談（インタビュー映像）33 件、（文章）36 件
- ・ 伊勢湾台風体験談（インタビュー映像）15 件、（文章）9 件
- ・ 「津波の碑」をめぐる 34 箇所
- ・ 災害史・資料（市町史、郷土史等における災害に関する記載の紹介）80 件
- ・ 地域の取り組み 2 件
- ・ 紀伊半島大水害体験談（インタビュー映像）12 件
- ・ 学校誌史における災害に関する記載の紹介 195 件
- ・ 防災紙芝居などの収集 5 件

2.2 防災人材の育成・活用

2.2.1 「みえ防災・減災センター」による防災人材等リソースの活用

a. 県の進捗

みえ防災・減災センターで防災人材の育成を進めており、「みえ防災人材バンク」に登録された防災人材は183名（平成29年3月31日現在）となっています。

一方で、育成した防災人材が地域等の防災活動を支援した回数は、平成28年度で一人当たり0.86回／年にとどまっており、防災人材の育成は進んでいるものの、その活用が進んでいません。

防災人材は防災に関する知識はあるものの、現場での防災活動の経験がない者が多く、養成講座を受講し防災人材に認定されても、すぐに地域等の現場で活躍することは難しい状況にあります。

また、防災人材が地元の市町や地域との面識がないと、市町や地域が防災活動を行う際に支援を要請されないため、一向に現場での防災活動支援の経験を積むことができず、いつまでも活用されないという状況が続いています。

現状では、一部の経験豊富な防災人材を除き、育成した防災人材を活用することが難しいことから、地域の防災活動の支援等を熟知した専門家の補助をする等により、育成した防災人材が現場を経験する機会を設け、地域との顔の見える関係を構築するなどによりスキルアップを図る必要があります。

2.2.2 市町職員に対する実践的な研修カリキュラムの提供と実施

a. 県の進捗

市町の防災担当職員の災害対応力の向上を図ることを目的とし、災害対応の実践的な知識、ノウハウ、スキルの習得の場を提供することができました。

b. 市町の進捗

17市町が、みえ防災・減災センターによる市町防災担当者研修に毎年参加しています。6市町は参加経験がありません。

このほか、市町防災担当者研修会や市町防災担当者会議に出席し、他市との意見交換に努めることで、スキルの向上が図られています。

2.2.3 地域防災力の中核を担う消防団の充実・強化

a. 県の進捗

三重県消防協会と連携し、2月の消防団員入団促進キャンペーンにおいて、以下の事業に

取組みました。

- (1) 近鉄線の駅貼りポスター広告
- (2) 消防団員募集の新聞広告
- (3) 消防団員募集啓発品の作成
- (4) 消防団パネルの展示
- (5) 消防団PR番組の制作及び放送
- (6) 三重県データ放送「暮らしの便利帳」への掲載

三重県消防協会や市町と連携しながら、地域ぐるみで消防団員とその家族を応援するみえ消防団応援の店制度の構築や消防団に協力的な事業所への優遇措置の導入など、地域や事業所の理解・協力を得ることで、入団しやすい環境づくりに向けた検討を進めていく必要があります。

2.2.4 消防職員にかかる教育訓練の充実

a. 県の進捗

消防学校において、以下のとおり消防職員に対する教育訓練を実施しました。

平成 27 年度：1,419 名

平成 28 年度：1,415 名

2.2.5 消防団員にかかる教育訓練の充実

a. 県の進捗

消防学校において、以下のとおり消防団員に対する教育訓練を実施しました。

平成 27 年度：1,082 名

平成 28 年度：1,238 名

2.2.6 自主防災組織の指導的役割を果たすことができる消防団員の養成

a. 県の進捗

自主防災組織アドバイザー養成講座において、以下のとおりアドバイザーを養成しました。

平成 27 年度：27 名

平成 28 年度：44 名

平成 29 年度：51 名（見込み）

2.2.7 実践的な活動ができる自主防災組織リーダーづくり

a. 県の進捗

自主防災組織のリーダー研修を地域別に開催し、自主防災組織活動の活性化を図るための人材育成を行っており、90.3%（平成 27 年 3 月 31 日現在）の団体の 1 年に 1 回以上の訓練が行われています。

住民主体で避難所運営を行うための避難所運営マニュアルを作成している団体の割合は、15.5%（同）にとどまっています。

地域の災害時要援護者に関する情報を把握している団体は 60.6%（同）にのびりますが、災害時要援護者に対する避難支援方法を決めている団体は 28.1%（同）となっています。

県内の自主防災組織の役員は、自治会役員が自主防災組織の代表者を兼ねている団体が多く、代表者は概ね高齢で、1～2 年程度の短い期間で役員が変わってしまう団体が多いことが明らかになっています。

このため、自主防災組織の活動としては、毎年同じような訓練等をするだけにとどまる団体が多く、より発展した活動につなげることができていません。

避難所運営マニュアルを作成していない理由としては、「作成する機会がない」、「作り方がわからない」、「マニュアルについて初めて知った」などとなっており、自主防災組織だけで避難所運営マニュアルを作成することは難しい状況です。

多数の避難者が生じた平成 28 年の熊本地震では、行政職員での避難所運営には限界があり、あらためて、「共助」による住民主体の避難所運営が必要であることを認識させられました。

これまでに自主防災組織リーダーの育成に取り組んでいるものの、県内の自主防災組織活動のレベルアップが図られていないことから、地域防災活動の専門家・防災人材等の活用や自主防災組織と消防団の連携を促進する等により、自主防災組織リーダーをサポートし、活動の幅を広げレベルアップを図るための取組が必要です

2.2.8 消防団と自主防災組織の連携強化に向けた実践的な取組の推進

a. 県の進捗

地域防災力の強化を図るため、消防団と自主防災組織の充実・強化を図り、二つの組織が一つのまとまりをもって災害対応にあたるできることをめざし、「ちから・いのち・きずなプロジェクト」による「人づくり」の取組を進めてきました。

自主防災組織の指導的役割を果たす防災分野のアドバイザーとして養成した消防団員の人数は、平成 27 年度から 28 年度の 2 年間の累計で 71 名に達し、平成 29 年度目標の 90 人を達成する見込みです。

消防団と自主防災組織の連携強化を図るための実務研修を毎年 1 回開催するとともに、これまでに県内 5 地域で、両組織が連携した実務的なモデル事業を実施しています。

平成 27 年度：1 地域

平成 28 年度：2 地域

平成 29 年度：2 地域（見込み）

自立して活動を活発化できる自主防災組織が少ない中、自主防災組織への指導や連携など、消防団の地域防災活動における役割はますます重要になっており、これまでに実施してきたモデル地域の取組を県内各地域へ水平展開し、自主防災組織と消防団の連携を促進することが必要です。

b. 地域の進捗分析

平成 27 年度「消防団・自主防災組織実態調査」の調査結果において、自主防災組織と消防団の関わりについて「地域と一緒に訓練を実施している」という回答が最も多い一方で、「地域の消防団員と面識はあるが、防災について話し合ったり、一緒に活動したことはない」と「地域の消防団員と面識がない」の回答を合わせると 1/3 以上を占めています。

2.2.9 女性防災人材の育成

a. 県の進捗

女性視点での活動が活発となるよう、女性防災コーディネーターの養成や女性を中心とした専門職防災研修など、女性防災人材の育成を進めています。計画期間中に、みえ防災コーディネーターを 184 名認定し、専門職防災研修は 222 名の受講生がありました。そのうち女性は、みえ防災コーディネーターが 127 名、専門職防災研修は 204 名と、県内の女性防災人材は大きく増加しました。

また、女性の視点を意識した講義ができる講師を選定するなど、研修の内容についても改善しました。

みえ防災コーディネーター等の活用を目的として設置した「みえ防災人材バンク」においては、のべ 249 名を地域に派遣し、活動支援を行いました。そのうち女性はのべ 70 名と、人材育成にとどまらず実際に現場で活躍していただく枠組みを構築することができました。

※数値はすべて H28 末時点

2.2.10 企業防災担当者の人材育成

a. 県の進捗

県内に立地する企業が自らの防災力を高め、また、地域の防災力向上に寄与することを目指す目的に、「みえ企業等防災ネットワーク」において地域別企業防災研修を県内各地域で開催するなど、企業における防災人材の育成を行いました。また、防災技術指導員が行う企業に対する出前トーク等の防災講話において、企業 B C P 作成の重要性を説明するなど、企業の防災意識の向上に努めました。

地域別企業防災研修は、平成 25 年度以降、目標とする年 5 回ずつを毎年度実施しています。

企業における防災活動を効果的に進めるため、防災に関する専門的な知識を持った人材や、災害時に率先して行動することのできる企業防災担当者を、引き続き養成していく必要があります。

2.2.11 観光事業者・観光関係団体を対象とした防災面からの人材育成

a. 県の進捗

サミット開催時における地震津波対策として災害対応力向上セミナーや地震・津波対策マニュアル作成研修を計 8 件開催しました。

観光事業者・観光関係団体を対象にリーフレットを用いた意識啓発、専門家等による講演、県内の取組事例紹介などを 7 件開催しました。

白地図に津波到達時間を記載し、避難所までの最短ルートや代替ルートを議論、検討するワークショップを 1 件開催しました。

宿泊施設のための地震・津波避難対策マニュアル作成のための説明会を 1 件開催しました。

地元住民と観光客との合同避難訓練を 1 件実施しました。

平成 29 年度はこれまで開催実績の無い地域での開催も検討します。

2.2.12 災害時における障がい者の障がい特性についての理解を促進させる研修の実施

a. 県の進捗

自主防災組織リーダー研修において、災害時要援護者の当事者自らが講師となった講義を実施し、自主防災組織や消防団、地域住民等の障がい者の障がい特性についての理解を深めることができました。

2.2.13 民生委員・児童委員に対する研修の実施

a. 県の進捗

民生委員・児童委員への研修事業のカリキュラムに、災害時要援護者への支援など防災に関する項目を追加することにより、民生委員・児童委員の防災意識の向上を図ることができました。

2.2.14 防災現場における男女共同参画の推進

a. 県の進捗

三重県青年・女性消防団員研修会及び交流会を開催したところ、女性消防団員の参加は以下のとおりでした。

平成 27 年度：136 名

平成 28 年度：138 名

2.3 防災教育の推進

2.3.1 防災ノート等の活用による防災教育の推進

a. 県の進捗

公立小中学校及び県立学校の児童生徒を対象に防災ノート等を活用した防災教育を実施し、また、私立学校に積極的な活用を促し、概ね9割の学校において活用されています。

2.3.2 学校防災リーダーを中心とした防災教育の推進

a. 県の進捗

東日本大震災を受け、全公立小中学校及び県立が公に平常時の防災教育・防災対策の充実と災害時の児童生徒の安全確保を図るため、「みえ防災・減災センター」と連携して、平成24年度及び平成25年度に養成した、学校防災リーダーのスキルアップ研修、リーダーとともに学校防災を推進する職員に研修を実施してきました。

学校防災のリーダーが中心となり防災に取り組んでいる学校の割合が、100%となっています。

2.3.3 防災に関する学校と地域との連携の推進

a. 県の進捗

市町教育委員会や県・市町防災担当部局等と連携して、学校と地域住民等を結び付けることや、学校が実施する体験型防災学習や保護者、地域住民等との合同避難訓練等の取組について、職員の派遣やみえ防災・減災センターの人材バンクの活用等により、学校が家庭や地域と連携して実施する防災の取組の増加に取り組んできました。

学校現場における防災教育の取組は定着が図られており、今後は、学校と地域との連携を一層促進することにより、防災教育の取組を児童生徒の安全確保だけでなく、地域の「共助」の活動へと広げていくことが期待されます。

2.3.4 「学校における防災の手引」の活用

a. 県の進捗

平成22年3月に改訂した、「学校における防災の手引」について、東日本大震災を受け策定した「三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について＜指針＞」（平成23年12月）や県がとりまとめた「緊急地震対策行動計画」（平成23年10月）、「三重県新地震・津波行動計画」（平成26年3月）、「三重県新風水害対策行動計画」（平成27年3月）の計画などと整合を諮り、平成28年1月に改訂版をとりまとめ、各学校等に配付しました。

その資料編には、学校において様々な防災気象情報を収集できるよう、防災関連のホームページの内容等を記載しました。

2.3.5 学校における児童生徒の安全確保にかかる検討の実施

a. 県の進捗

平成27年度の防災ノート見直しにおいて、中学生版、高校生版には、台風接近時の「事前の防災行動計画を作成してみよう」の項目を追加し、タイムラインをイメージした改訂を行い、平成28年度に新入生に配付しました。

2.3.6 教職員研修の充実

a. 県の進捗

教職員を対象とした研修については、初任者、6年次、11年次、新任管理職、小中学校事務職員の研修に防災教育の内容を盛り込んで実施してきました。

また、みえ防災・減災センター等と連携して、学校防災リーダー等教職員を対象に研修を実施してきました。

その結果、学校防災のリーダーが中心となり防災に取り組んでいる学校の割合が、100%となっています。

2.4 災害時要援護者への支援（予防対策）

2.4.1 避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の整備促進

a. 県の進捗

災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」の作成については、平成 29 年度中にすべての市町で作成が完了する見込みです。

一方で、名簿をもとに避難行動要支援者の個別支援計画を策定している市町は平成 28 年度末で 5 市町にとどまり、避難行動要支援者の避難支援体制の整備が遅れています。

また、地域減災力強化推進補助金による財政支援を行うとともに、講演会や研修会等を通じて、避難行動要支援者に対する理解が深まるよう啓発を行いました。

避難行動要支援者名簿の提供については、名簿掲載者の同意が得られない、個人情報の取り扱いの懸念から自主防災組織が名簿の受け取りを拒否する等により、13 市町で、作成した名簿を自主防災組織等へ提供することができず、活用が図られていない状況となっています。

避難行動要支援者の津波避難支援は行政による「公助」では間に合わないことから、地域の「共助」による支援が推奨されていますが、受け皿となる自主防災組織では、避難行動要支援者支援に関するノウハウ等がないことから、支援体制の整備が進みません。

避難行動要支援者名簿を活用し、地域の「共助」による支援体制を確立するために、地域内で個人情報を共有することについて、自主防災組織や住民の理解を深めるとともに、避難行動要支援者の支援に対するノウハウを蓄積し、地域における支援体制の整備を促進することが必要です。

b. 県民の進捗分析

平成 27 年度「消防団・自主防災組織実態調査」の調査結果から、地域の災害時要援護者に関する情報（氏名・住所・支援を要する理由など）を把握している割合は 2 割弱と低いことが明らかになっています。また、把握している場合においても、避難支援の方法（誰が、どのように支援するのか）を具体的に決めているところも少なく、具体的に決めていない理由としては「支援方法を検討するきっかけがない」「支援する人が不足している」「何をすれば良いか分からない」という意見が多く見られます。

2.4.2 災害時要援護者の保護にかかる検討の実施

a. 県の進捗

関係団体、県土整備部や健康福祉部関係各課との連携が深まり、要配慮者の安全の確保に向けた体制整備につながりました。

「災害時における福祉支援ネットワーク協議会」において、発災時の対応や先進県のマニュアルについて情報共有を行い、内容について県土整備部や健康福祉部関係課の意見もふまえ、マニュアルの策定を行います。

2.4.3 障がい者、高齢者等の災害時要援護者が参画した避難訓練の実施の促進

a. 県の進捗

市町に対して、障がい者や高齢者等の災害時要援護者を含めた地域住民と、自主防災組織、ボランティアや行政機関等とが連携した避難訓練を行うよう働きかけたことで、県内の多くの市町で、災害時要援護者の参画する避難訓練が実施されました。

また、地域減災力強化推進補助金により、災害時要援護者が参画した避難訓練や個別避難計画の作成に対して支援を行いました。

2.4.4 災害時要援護者支援用具等の利用促進及び新たな支援用具等の研究・開発促進

a. 県の進捗

市町や地域での避難訓練やシンポジウム等さまざまな場面で、けん引式車いす補助具など、要援護者の避難の支援用具について普及啓発を行ったことで、支援用具の理解や活用を促進しました。

一方、県内企業等における新たな支援用具の研究・開発については、実施手法等の検討までにとどまりました。

2.5 風水害に強いまちづくりの推進（水害・高潮対策）

2.5.1 洪水防止対策の推進（河川・ダム整備）

a. 県の進捗

洪水による浸水被害を軽減するため計画に河川整備を実施し、平成 28 年度末の河川整備延長は 465.8km となり、平成 29 年度目標の 466.0km を達成できる見込みです。また、河川堤防における脆弱箇所について、堤防機能を確保するための補強を進めています。

河川整備を計画的に進めていますが、平成 28 年度末時点での河川改修が必要な河川の整備率は 39.2%であることから、今後も引き続き計画的な進捗を図る必要があります。

2.5.2 洪水防止対策の推進（河川堆積土砂の撤去）

a. 県の進捗

平成 27 年度から 29 年度にかけて、約 29 万 m³の河川堆積土砂の撤去を行う予定で、洪水被害の防止・軽減に努めています。また、砂利採取制度を活用して、堆積土砂の全体量の減少に取り組んでいます。

堆積土砂の撤去については、関係市町の意見を踏まえ必要箇所を選定し、毎年度約 10 万 m³の撤去を実施していますが、河川における土砂の堆積は年々進むことから、今後も継続して堆積土砂撤去事業を推進していく必要があります。

2.5.3 洪水防止対策の推進（河川・ダム・海岸・港湾・漁港・砂防施設の点検）

a. 県の進捗

河川・海岸・港湾・砂防施設を常時良好な状態に保つため、年 1 回の定期点検を実施しました。

また、点検結果に基づき緊急修繕の必要な施設については、適切に修繕を実施しました。

今後も、河川・海岸・港湾・砂防施設の安定的な機能確保を図るため、定期的な施設点検を実施していく必要があります。

2.5.4 河川堤防における脆弱箇所対策等の推進

a. 県の進捗

津波浸水予測区域内約 204km の堤防について、平成 23 年度から 24 年度にかけて調査を行った結果、対策が必要とされた脆弱箇所 183 箇所について、平成 25 年度から平成 29 年度の 5 箇年で重点的に対策を実施します。

このうち、平成 28 年度については、29 箇所について対策を実施しました。

2.5.5 水門・排水機場の正常な機能確保

a. 県の進捗

河口部の水門・排水機場等について、耐震性能を確認し、緊急性の高い施設から順次耐震補強を行うこととしており、平成28年度は、堀切防潮水門の耐震対策が完了しました。

公共事業予算が縮減されるなか、洪水対策に加え地震・津波対策を進めるためには、効率的な事業執行が求められています。

2.5.6 老朽化した土地改良施設の修繕・補修

a. 県の進捗

計画期間中に14地区の整備に着手すると共に、築造年代の古い施設で耐用年数が超過した施設において機能保全計画の策定を行いました。

2.5.7 道路冠水対策の推進

a. 県の進捗

アンダーパス部の道路冠水を未然に防止するため、設置したポンプが降雨時に確実に稼働するよう点検を実施するとともに、不具合等が確認された場合は速やかに修繕を実施しました。

30年度以降についても、適切に点検等を実施し、アンダーパス部の道路冠水の防止を図っていきます。

2.5.8 迅速な避難に資する情報提供の推進（洪水浸水想定区域図の作成、水位情報の提供）

a. 県の進捗

市町が住民向けに提供する洪水ハザードマップの作成を促進するために県補助金による財政支援を行った結果、洪水や土砂災害の危険箇所等を記載したハザードマップの公表を行った市町数は、平成28年度末時点において25市町となり、平成29年度目標の14市町を大きく上回りました。

平成27年の水防法改正に伴い、想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域図を作成する必要性が生じました。

市町における洪水ハザードマップについても、新想定に基づき作り替える必要性が生じることから、引き続き、県補助金による市町支援を行い、取組を促進する必要があります。

2.5.9 海岸保全対策の推進（海岸堤防等の整備）

a. 県の進捗

高潮・高波による被害を軽減するため、海岸保全施設防護機能の向上を進め、県土整備部所管海岸堤防等では、平成 29 年度までに 142.9km の整備を終える見込みです。また、農地・漁港海岸保全施設等整備延長を 3,717m まで進め、漁港海岸 2 地区で事業が完了しましたが、用地買収及び堤防改修に付帯するゲート改修に期間を要したため事業進捗の低い地区もあり、目標を達成することはできませんでした。

引き続き、緊急性が高く被害軽減効果が大きい海岸保全施設の整備について、計画的に事業を進めていく必要があります。

農地海岸では、対策が遅れている地区については、関係者に高潮・高波による被害の説明を行い、災害発生時における避難意識の向上を図るなどソフト面での防災減災対策が必要です。漁港海岸では、整備が遅れている地区については、コスト縮減、工期短縮等により事業進捗の検討を行う必要があります。

2.5.10 漁港施設の風水害対策の推進

a. 県の進捗

計画期間内において、目標を上まわる漁港で保全対策工事に着手することができ、大型低気圧や大型台風等の高潮や高波等に対する防護機能の保全が図られました。

2.5.11 避難場所となるオープンスペース（公園緑地等）の確保

a. 県の進捗

平成 26 年度に 2.76ha、27 年度に 23.55ha の都市公園を新たに供用開始しました。その結果、県及び市町合わせた供用面積は、1,645.20ha から 1,671.51ha となり、都市計画区域内 1 人当たりの都市公園面積が 9.91 m²/人から 10.16 m²/人となり、目標の 9.97 m²/人を大きく上回りました。（H25 末→H27 末）

2.6 風水害に強いまちづくりの推進（土砂災害対策）

2.6.1 土砂災害危険箇所における土砂災害防止施設整備の推進

a. 県の進捗

土砂災害による被害を防止するため、砂防施設等の土砂災害防止施設の整備を計画どおり進め、土砂災害保全戸数は H26 18,150 戸→H28 18,418 戸と増加しました。

土砂災害保全率は、平成 28 年度末現在で 26.6%と依然として低い状態であることから、引き続き土砂災害防止施設の整備を推進する必要があります。

2.6.2 土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査の推進

a. 県の進捗

土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知や警戒避難体制の整備のため、土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査を進めた結果、基礎調査完了率は H26 44.0%→H28 74.9%となり計画目標を達成する見込みです。

土砂災害防止法に基づく基礎調査は、平成 31 年度末までの完了をめざして集中的に取り組んでおり、引き続き取組を進めることが必要です。

2.6.3 土砂災害警戒避難体制づくりへの支援強化

a. 県の進捗

市町が行う警戒避難体制づくりへの支援強化として、市町担当者を対象とした説明会をあわせて年 3 回開催し、土砂災害警戒避難ガイドラインの内容を中心とした説明を行いました。これにより、平成 27 年度においては全市町において土砂災害に関する防災訓練が実施され防災意識の向上が図られました。

土砂災害に関する避難勧告等の発令についての基準を定めていない市町があることから、土砂災害警戒避難ガイドラインを基に的確な判断ができるような体制づくりが必要です。

b. 市町の進捗

高齢者や障がい者等災害時要援護者が利用する施設に対し、水防情報や土砂災害情報等を提供するための連絡体制を 16 市町で整備（検討中含む）しています。

2.6.4 宅地災害予防対策の促進

a. 県の進捗

5 月を「宅地防災月間」と定め、県のホームページやラジオにて広報活動を行うことによ

り、宅地防災に対する県民意識の高揚を図りました。

サミット開催期間に配慮しつつ、梅雨時期に入る直前の6月3日に県と松阪市が連携し、嬉野工業団地開発事業の宅地防災月間合同パトロールを実施しました。また、その他の県地域機関と開発事業者それぞれ安全点検パトロールを実施するよう依頼して、がけ崩れや土砂流出が無いことを確認しました。

その際、開発事業者には逐次安全点検を行うよう指導し、防災意識の向上を促しました。

2.6.5 治山対策の推進

a. 県の進捗

山腹崩壊や土砂流出等の山地災害を防止するため、治山ダムや土留工の整備による山地災害危険地対策に着手した山地災害危険地区数は、平成28年度末時点で累計2,119箇所となり、計画目標を達成する見込みです。

山地災害危険地対策については、平成28年度から29年度にかけて山地災害危険地区の再点検を実施しており、それらの点検結果を考慮して、引き続き治山事業を実施する必要があります。

2.6.6 災害に強い森林づくりの推進

a. 県の進捗

平成28年度実績での対策実施箇所数は累計111箇所となり、目標値を上回ることができました。平成29年度においても引き続き、災害緩衝機能を発揮する森林づくりや治山施設等に異常に堆積した土砂や流木の除去に取り組みます。

近年の木材価格の低迷、山村地域の過疎化や高齢化等により、森林の手入れ不足による荒廃森林が増加しており、平成29年7月九州北部豪雨においても、流木による被害の拡大が指摘されていることから、引き続き災害に強い森林づくりを進める必要があります。

2.6.7 農業用ため池等における土砂災害対策の推進

a. 県の進捗

計画期間中に3箇所の農業用ため池の整備が完了し、さらに2箇所の整備に着手しました。

整備着手箇所の累計は、平成29年度末までに23箇所となる見込みで、農業用ため池の耐震調査の推進とあわせ、市町等と協議し、計画的な整備を進めた結果、目標を達成することができました。

2.6.8 農業用ため池決壊等にかかるハザードマップの作成

a. 県の進捗

農業用ため池がある 26 市町に対して農業用ため池のハザードマップの作成を働きかけたところ、ハザードマップを作成した防災重点ため池は、県内累計で 240 箇所となりました。

2.6.9 大規模土砂災害等災害リスクを都市計画基本方針へ反映

a. 県の進捗

市町や関係部局と調整・協議し、都市計画審議会での調査・審議を経て、「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」を作成しました。

その中で示した、地震・津波災害に対応する都市計画の考え方を、「三重県都市計画基本方針」へ反映させました。

2.7 企業防災活動の促進

2.7.1 みえ企業等防災ネットワークを通じた企業防災力の向上

a. 県の進捗

みえ防災・減災センターに事務局が設置された「みえ企業等防災ネットワーク」の参加企業に対し、地域別企業防災研修等を開催し、県内企業等の防災力向上の取組を進めています。

みえ企業等防災ネットワーク参加企業数は H24 200 社→H28 260 社に増加し、平成 29 年度末の目標とする 250 社を上回りました。

b. 企業の進捗

センターにおける、企業に対する防災・減災に関する相談対応窓口について、約 83%の事業所が知っています。利用したことがあるのは約 6 社ですが、いずれも「よかった」「概ねよかった」と評価されています。

求められている支援としては、研修の支援や講師の紹介等が比較的多くなっていますが、全体的に割合が少なく、何を支援してほしいかがわからない、つまり何を相談すればよいかわからない状況も考えられます。

2.7.2 事業所等における業務継続計画（BCP）策定の促進

a. 県の進捗

「みえ企業等防災ネットワーク」の活動の中で、研修会等において BCP の策定促進に向けた先進的な取組事例の共有を図るとともに、BCP 普及分科会を開催するなどにより、BCP 策定希望企業に対する支援を行っています。

事業所等への BCP に関する説明会等回数は、平成 25 年度から平成 28 年度末までで 71 回に及び、平成 29 年度末の目標値である累計 75 回を上回る見込みです。

事業所の建物（主な事業を行っている場所）の浸水対策（津波や洪水、高潮等）については、約 40%の事業所が必要と考え、また実施済み・実施予定ですが、約 17%の事業所が、浸水対策の必要性は感じているが実施する予定がない、と考えています。また、約 10%の企業が、浸水対策が必要かどうかかわからないと考えています。

2.7.3 主要観光地の防災対策にかかる課題検討の場づくり

a. 県の進捗

鳥羽市が宿泊施設と「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書」を締結しました。

帰宅困難者の受入れ、避難マップ・避難看板の見直し、避難マニュアル作成などテーマご

とにワークショップを開催しました（計３件）。

避難マップの検証や観光客の誘導などテーマごとに避難訓練を開催しました（計２件）。

三重県伊勢志摩サミット県・市町災害対策会議による災害対応力向上セミナーや地震・津波対策マニュアル作成研修を計８件開催しました。

自然体験事業者を対象とした防災研修を１件開催しました。

熊野古道語り部を対象とした観光防災セミナーを１件開催しました。

本県では観光政策を重要施策に掲げていますが、現在のところ、観光防災に取り組む地域は、伊勢志摩地域や東紀州地域など深刻な津波被害が予測される地域に限られており、県内全域への水平展開が必要とされます。

2.7.4 従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進

a. 県の進捗

各市町において、消防団協力事業所表示証が以下のとおり交付されました。

平成 25 年度：179 事業所

平成 26 年度：181 事業所

平成 27 年度：199 事業所

平成 28 年度：205 事業所

平成 29 年度：227 事業所

2.7.5 企業向け防災対策融資制度の周知

a. 県の進捗

計画期間中には、「市町の商工担当課を対象にした説明会」及び「金融機関の融資担当者を対象にした説明会」を各年度１回開催し、企業向け防災対策融資制度に係る情報提供を行いました。

2.8 発災に備えた直前対策の強化

2.8.1 「三重県版タイムライン（仮称）」の策定

a. 県の進捗

台風が近づいてくる直前の時間帯を有効に活用する対策を進めるため、平成 28 年度から 29 年度にかけて、県本庁における県災害対策本部による災害対応を中心とした「三重県版タイムライン」の策定を進めています。

現在、三重県版タイムライン試行版を実際の台風において運用し、対応等の検証を行っており、平成 29 年度中の策定をめざしています。

県本庁分のタイムライン策定後は、県地域機関分のタイムラインの策定が必要です。

b. 市町の進捗

県全体の災害対応力の向上を図るためには、住民等の避難にかかる直接的な権限を有し、より現場に近い立場で防災対策を担う市町に対しても、タイムラインの策定やタイムラインの考え方を取り入れた防災対策の導入について、検討を促していく必要があります。

2.8.2 災害対策本部における初動期の機能・体制の確保・強化

a. 県の進捗

コンビナート災害及び国民保護事案における初動期の対応について、発生要因の特定に至るまでは災害対策基本法に基づく災害対策本部で活動するとともに、その後の状況の推移に伴い災害対策本部の編成を活かしたまま「コンビナート班」もしくは「国民保護班」を設置することで、継続的な対応と専門性の確保を図ることとし、この検討結果を平成 27 年度図上訓練で検証したところ、良好であったことから災害対策本部運営体制を見直しました。

2.8.3 「三重県防災情報プラットフォーム」の構築

a. 県の進捗

関係機関での情報共有が容易となるとともに、災害対策本部における災害対応を支援するため、GIS を活用することによる状況の可視化や、時系列票の導入による進捗管理等の支援機能を持った新しい「三重県防災情報プラットフォーム」を構築し、平成 29 年 4 月から運用を開始しました。

また、県民への情報提供をおこなう「防災みえ.jp」ホームページについても、地図上に避難や被害に関する情報を表示させることにより、状況の判断が容易となるような改修を行いました。

さらに、登録制メールによる気象情報の提供を継続するとともに、平成 29 年 6 月からツイッターによる気象情報の提供を開始しました。

「三重県防災情報プラットフォーム」については、導入後間もないことから、現在のところ、システムの機能を十分に活用した運用ができていません。また、災害対策本部活動や図上訓練等で検証を重ね、システムの問題点や使用者からの要望を参考に、より使いやすいシステムとなるよう機能改善を図っていく必要があります。

2.8.4 水防体制の充実・強化及び水防資材の補給

a. 県の進捗

水防活動の適正な運用を図るため、県管理の水位周知河川における避難勧告等の目安となる基準水位を見直した三重県水防計画を策定しました。

また、円滑な水防活動を支援するため、水防倉庫に備蓄する水防資材の補給を行いました。

異常気象による水害から地域住民を守るため、適正な三重県水防計画の策定及び状況に応じた水防資材の補給を行う必要があります。

2.8.5 図上訓練の実施

a. 県の進捗

災害対策本部の災害対策統括部における図上訓練については、継続して実施するとともに、従来訓練を実施していなかった地方災害対策部においても、訓練を実施することにより、三重県全体の災害対応能力の向上が図れました。

また、図上訓練においては、協定締結団体等も含めた関係機関にも参加いただき、連携強化が図れました。

2.8.6 市町における避難勧告等にかかる基準の整備・再点検の促進

a. 県の進捗

避難勧告等を発令した市町に対しアンケート調査を実施し検証を促すとともに、三重県市町等防災対策会議において情報共有することで、市町が避難勧告等の基準や運用について継続的な見直しを行える仕組みを構築しました。

2.8.7 海拔ゼロメートル地帯等における広域避難体制の検討

a. 県の進捗

県北部の海拔ゼロメートル地帯を有する桑員地域では、風水害による長期の湛水、多数の避難者が生じることが想定されることから、市町境を越えての広域避難体制のあり方が検討されており、平成 28 年度に沿岸部の避難元市町と内陸部の避難先市町との間で、「浸水時における広域避難に関する協定」が締結されました。

避難元市町内の各地域と、避難先市町の受入避難所とのマッチングが完了し、現在、受入

避難所までの移動方法や広域避難実施の判断のタイミングなど、より具体的な広域避難のあり方についての検討が進められています。

広域避難時の移動方法は、貸切バスを利用した集団避難や自家用車を利用した個別避難などが考えられますが、バスの手配や渋滞対策、自家用車駐車場の確保などそれぞれに課題があり、さらなる検討が必要です。また、現在は風水害時を想定していますが、将来的には、津波避難時の広域避難のあり方についても検討を行う必要があります。

広域避難時には、避難元市町と避難先市町とがそれぞれ同じタイミングで広域避難の実施を判断する必要がありますが、その都度、関係市町で広域避難の実施を協議しては、発災までに広域避難を終えることが困難であることから、国等による統一的な広域避難のルールづくりが必要です。

国において「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」が設置され、市町境を越える広域避難のあり方についての検討が進められており、検討結果を適切に反映していく必要があります。

2.8.8 大規模移送にかかるバス事業者との連携

a. 県の進捗

平成27年度に、26年度の協定締結の取組に加えて、被害が複数の府県にまたがる大規模広域災害時での緊急輸送に対応するため、近畿2府8県及び関西広域連合と近畿2府8県バス協会とで「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」を締結しました。

2.9 災害対策本部の機能強化

2.9.1 三重県業務継続計画（BCP）の策定

a. 県の進捗

平成 27 年度に三重県業務継続計画（三重県 BCP）を作成し、大規模災害発生時の非常時優先業務とその実施体制等について整理しました。

2.9.2 防災関係機関との連携強化

a. 県の進捗

計画期間中において、県と防災関係機関（自衛隊）のトップ級同士による「顔の見える関係」が醸成・深化されるに至りました。

また、毎年の連絡会議を通じて、訓練の成果と課題が共有されています。

2.9.3 初動警察体制の強化

a. 県の進捗

各年度において大規模災害を想定した非常参集訓練等の各種訓練を実施するとともに、夜間活動に使用する現場活動用投光機を全警察署に整備し、大規模災害発生時に災害警備活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対処能力の向上を図りました。

2.9.4 災害警備訓練の実施

a. 県の進捗

大規模災害発生時に災害警備活動を迅速かつ的確に実施できるよう、各年度において各種災害警備訓練を通じて災害対処能力の向上を図りました。

2.9.5 防災関係機関の相互連携

a. 県の進捗

防災関係機関が主催する協議会や合同訓練への参加、防災関係機関との災害危険箇所の合同実査の実施等、連携強化に向けた取組を実施し、大規模災害発生時において、防災関係機関との間で的確な情報共有や活動調整が行えるよう、相互の連携強化を図りました。

2.9.6 災害発生時における非常通信の確保

a. 県の進捗

非常通信ルートの調査を行い、新たなルートを追加する等、利用可能な非常通信ルートに見直しを行いました。

また、中継ルート及び直接ルートによる訓練を行い、非常通信ルートの利用方法等の確認を行いました。

2.9.7 災害対策本部機能継続のライフラインや燃料の確保

a. 県の進捗

燃料については、「災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業」により、県内の災害対応型給油所および小口燃料配送拠点に緊急車両や自家発電機用燃料の備蓄を確保するとともに、石油連盟と重要施設における燃料設備のデータベースを情報共有することで、災害応急対応期における燃料確保の体制を整えました。

水の確保では、消費期限が切れた飲料水を手洗いやトイレ用の水として確保しました。

2.9.8 職員の情報伝達訓練の実施

a. 県の進捗

これまでの継続的な訓練実施により、全職員の防災意識に定着してきたと判断できます。

2.9.9 職員の防災研修の実施

a. 県の進捗

県職員向け防災研修については、災害発生後に各職場の実務的な責任者となる課長級等を対象に実施しております。特に平成27年度からは、研修内容を大幅に刷新し、被災県職員の体験談と状況予測型図上訓練を行うことにより、受講者のアンケート結果でも非常に評価が高い研修となっています。

2.9.10 非常時に備えた通信統制訓練の実施

a. 県の進捗

各署の通信統制機能に対する理解が深まるとともに、操作方法の習得が行えました。

2.9.11 防災関係機関による通信機器の操作習熟度の向上

a. 県の進捗

市町等の防災担当者に、無線の基礎知識や、県防災通信ネットワークの仕組みから機器の取扱いまで、何回も講習会や操作説明会を開催することにより、理解を深めていただくことができました。

2.9.12 防災行政無線を操作する無線従事者の養成

a. 県の進捗

毎年、多数の県、市町等の職員が無線従事者の資格を所得することにより、無線局に必要な無線従事者の確保が行えています。

2.9.13 水防技術講習会を通じた災害対策用機械の操作技術の習得

a. 県の進捗

平成28年7月に四日市市の海蔵川及び松阪市内の櫛田川で実施された災害対策車両等操作訓練に参加し、排水ポンプ車等の操作技術を習得しました。

防災・減災に向けた迅速な対応ができるよう、現地で作業を行う職員が訓練に参加し操作技術を習得することが必要です。

2.9.14 交番・駐在所の防災機能の強化

a. 県の進捗

県内すべての交番・駐在所に避難誘導資機材を配備し、交番・駐在所の防災機能の強化を図りました。

2.9.15 災害時の出納業務の対応能力の向上

a. 県の進捗

計画期間を通して毎年、マニュアル内容の周知と対応習熟度の向上のため、各班でマニュアル訓練を実施しました。以前から出納局に在籍する職員には内容の確認に、人事異動で転入した職員には内容の把握に役立ち、組織としては、風水害等の際の出納機能の維持につながるものと思われます。

2.10 災害情報の収集・伝達体制の強化

2.10.1 災害時における映像情報を活用した情報の共有化

a. 県の進捗

毎年、操作研修や訓練を実施することにより、機器の操作についての習熟度が上がりました。

2.10.2 ヘリコプターテレビシステムを活用した画像情報の収集・伝達

a. 県の進捗

県防災ヘリコプターの更新とあわせて、ヘリコプターテレビシステムを整備し、被災地の状況を上空から迅速に把握する体制を整えました。

新たに導入した機能を十分に発揮させるため、訓練等を通じて職員の操作習熟度の向上や、運用方法の検討等を進める必要があります。

2.10.3 消防救急無線設備のデジタル化への移行促進

a. 県の進捗

三重県市町総合事務組合・各消防本部と連携し、三重県消防救急無線（共通波）運営連絡会にオブザーバーとして参加するなどして、円滑に運用できるよう必要な支援を行っています。

2.10.4 災害時における迅速な被災状況の把握

a. 県の進捗

災害発生後の公共土木施設の被災状況を迅速に把握するため、建設企業、測量設計企業との緊急時における協定に基づく情報伝達体制の強化を進めており、災害を想定した訓練を毎年実施しています。

大規模災害発生時には、通信・連絡手段を喪失することが想定され、被害状況の把握が遅れることが危惧されます。こうした事態においても公共土木施設の被災状況を迅速に把握するため、建設企業、測量設計企業との緊急時における協定に基づく情報伝達体制の強化に向けて、訓練を継続して実施していくことが必要です。

2.10.5 被災宅地危険度判定士の養成

a. 県の進捗

被災宅地危険度判定士養成講習会を平成29年1月に開催し、新たに175名を被災宅地危険度判定士として登録しました。

これに伴い、三重県全体の登録者は644名に増加しました。

2.10.6 「Ｌアラート（公共情報コモンズ）」の円滑な運用

a. 県の進捗

災害対策本部設置時に、避難に関する情報等をＬアラート（公共情報コモンズ）に発信することにより、放送局等の情報伝達者を通して、県民に避難に関する情報等の提供を行うことができました。

2.10.7 「緊急速報メール」の市町への導入促進

a. 県の進捗

大規模災害時にいち早く情報を伝える手段として、緊急速報メールの導入が県内全市町において進むよう、3キャリア（NTT Docomo、KDDI、Softbank）加入にまだ至っていない市町に対して導入促進を図った結果、全市町において緊急速報メールの導入を完了しています。

2.10.8 SNS（ソーシャルネットワークサービス）を活用した情報提供のあり方検討

a. 県の進捗

東日本大震災では被災状況や安否確認等の情報のやり取りにSNSが活用されたことから、災害時における情報インフラとして、ツイッターによる情報提供を開始しています。

2.11 孤立の解消に向けた対策の推進

2.11.1 孤立化を防止するための避難所等における整備促進

a. 県の進捗

地域減災力強化推進補助金により、市町が取り組む孤立化防止対策として、災害時における情報・連絡体制の孤立化防止対策として整備する衛星携帯電話、防災行政無線戸別受信機等、移動系防災行政無線携帯型及びＩＰ無線機の整備を支援しました。

災害時に集落が孤立することによる被害の発生を防ぐため、災害時における孤立可能性について把握するとともに、市町が実施する孤立化防止対策事業について、引き続き、支援を行う必要があります。

b. 市町の進捗

孤立可能性のある集落の対策として、通信手段の確保や備蓄の確保が重要視されています。

2.11.2 緊急輸送道路の整備

a. 県の進捗

緊急輸送道路に指定されている県管理道路について、重点的かつ効率的に整備を進めた結果、平成２８年度は、第２次緊急輸送道路に指定されている一般国道２６０号（南島バイパス）の約１．３ｋｍ、一般国道３６８号（上長瀬）の約０．３ｋｍの供用を開始しました。

2.11.3 雨量規制区間の代替ルートの確保

a. 県の進捗

県管理道路の雨量規制区間の代替ルートについて重点的かつ効率的に整備を進めた結果、平成２７年度に１箇所の代替ルートを確保し、平成２８年度は残り１箇所の代替ルートの整備を推進しました。

2.11.4 高速道路等のミッシングリンク(未開通区間)の解消

a. 県の進捗

近畿自動車道紀勢線について、平成２５年度に「熊野尾鷲道路（Ⅱ期）」、平成２６年度に「新宮紀宝道路」、平成２７年度に「熊野道路」が新規事業化され、未事業化区間の新規事業化につながりました。

また、新名神高速道路の四日市 J C T～新四日市 J C T間、東海環状自動車道の新四日市 J C Tから東員 I C間が開通し、北勢地域内陸部におけるアクセス改善が図られました。

近畿自動車道紀勢線については、未事業化区間（約 16km）が残っています。また、新名神高速道路の新四日市 J C Tから亀山西 J C T（仮称）間と、東海環状自動車道の東員 I Cから大安 I C（仮称）間は、平成 30 年度の開通をめざして整備が進められており、一日も早い開通に向け要望活動を行っていく必要があります。

2.11.5 道路防災対策の推進

a. 県の進捗

豪雨等による災害を未然に防止するため、平成 8 年度に実施した「道路防災総点検」において防災上対策が必要と判定された「要対策箇所（ランク 1）」について年 1 回の点検を実施しました。

引き続き、豪雨等による災害を未然に防止するため、日常のパトロール点検や「要対策箇所（ランク 1）」の年 1 回点検を継続していくことが必要です。

2.11.6 緊急輸送ヘリコプターの燃料確保

a. 県の進捗

東紀州（紀南）広域防災拠点に航空燃料備蓄貯蔵所を建設し、災害応急対策初動期に必要な航空燃料の確保を図りました。

今後は、防災ヘリコプターの特性を最大限に活用できるよう、運用方法についての検討を進める必要があります。

2.11.7 道路啓開対策の推進

a. 県の進捗

平成 27 年度末で、これまで進めてきた道路啓開基地の整備すべて（計 14 箇所）が完成しました。また、道路啓開の態勢整備を図り、9 月に国、県、建設企業と連携した道路啓開訓練を実施しました。

大規模な地震災害時には、通信・連絡手段を喪失することが想定され、関係者の安否確認を含め被害状況の把握が遅れることが危惧されます。こうした事態においても、国、県、市町、建設業界等が連携し、迅速な道路啓開を行う必要があります。

2.11.8 被災した公共土木施設に対する応急復旧体制の強化

a. 県の進捗

迅速な応急復旧体制の強化を図るため、各地域機関が各企業と連携し、災害発生時における協力要請などを想定した伝達訓練を実施しました。

大規模災害発生時には、迅速な応急復旧が重要となるため、建設企業、測量設計企業との緊急時における運用協定に基づき、訓練を継続して実施し体制を強化する必要があります。

2.12 広域応援・受援体制の整備

2.12.1 災害時の支援等に関する協定の拡充

a. 県の進捗

災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との災害時の支援等に関する協定を締結し、広域連携・支援体制の強化を図っています。

2.12.2 広域防災拠点の整備・機能強化

a. 県の進捗

「三重県広域防災拠点施設等基本構想〔改訂版〕」に基づき、県の広域防災拠点の整備を進め、平成 29 年度末までに北勢広域防災拠点が完成する予定です。

これにより北勢、中勢、伊賀、伊勢志摩、東紀州（紀北）、東紀州（紀南）における広域防災拠点が完成し、県内すべての地域での広域防災拠点整備が完了となります。

大規模災害発生時には、国からプッシュ型支援により物資が供給されることとなっており、広域防災拠点を活用した物資の受入体制の整備を進める必要があります。

2.12.3 警察災害派遣隊の運用

a. 県の進捗

各年度において中部管区内 6 県警察合同による部隊輸送、救出救助等の訓練を実施し、警察災害派遣隊の広域運用を見据えた災害対処能力の向上を図りました。

2.12.4 消防における広域応援体制の充実強化

a. 県の進捗

平成 29 年度において、三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画（以下「応援計画」という。）の改定を進めており、警防担当課長会議等において説明及び調整を行います。

また、応援計画の改定により、三重県消防広域応援基本計画も部分的に改定を予定しています。

緊急消防援助隊は、各消防本部から登録された部隊により都道府県毎に編成されます。これらの都道府県部隊は各消防本部の混成部隊であることから、複数の都道府県を単位とした合同訓練を実施し、その技術及び連携活動能力の向上を図っていく必要があります。

毎年、ブロック単位で実施されるこの訓練を通じ、他府県消防部隊や県内消防本部の連携体制及び救助等に関連する機関等の連携体制を強化していくことが必要です。

2.12.5 災害時のボランティア受入体制の整備

a. 県の進捗

県内外からのボランティアを円滑に受け入れるため、市町及び市町社協に対し、現地ボランティアセンター設置・運営マニュアルの策定及び訓練の実施について働きかけを行い、県全域における受入体制の整備完了に向けて徐々に体制を整えてきました。

引き続き、現地災害ボランティアセンターが、大規模災害時に災害ボランティアを受け入れ、被災者の支援活動を円滑に行うことができるよう、設置・運営マニュアルが整備・活用されていない市町に対して、整備に向けた取組を促す必要があります。

また、大規模災害発生時に備え、「みえ災害ボランティア支援センター」の運営体制をさらに整えていく必要があります。

2.12.6 災害時のボランティア活動に関する連携強化

a. 県の進捗

災害時におけるNPOの役割について考える機会や、互いに顔の見える環境づくりへ向けた交流の場を提供するため、実践的な訓練や人材育成のための研修会等を開催し、広域的な連携体制の構築につなげてきました。

2.13 医療救護体制の充実

2.13.1 災害拠点病院等での非常用発電機能の確保

a. 県の進捗

災害拠点病院等が機能停止とならないよう、非常用発電装置の電源確保等の整備を進め、全ての拠点病院で通常時の6割以上の発電容量を確保しました。

2.13.2 災害拠点病院等での医薬品の備蓄、供給体制の検討

a. 県の進捗

薬品の供給提供について各病院で締結を進めることとしたが、現状では、三重県が薬品卸協会と締結していて、災害時には三重県を窓口に配分調整されることとなっているため、各病院が個別に協定書を交わしても三重県が優先されるため意味の無いものとなっており積極的には進めていません。

2.13.3 災害拠点病院の訓練実施・参加促進

a. 県の進捗

平成25年度、平成28年度、平成29年度に内閣府主催の南海トラフ地震を想定した訓練を実施し、多くの病院が実動、図上、EMISの訓練に参加しました。

回を増すごとに災害拠点病院のみならず、行政（県庁、保健所、市町）や災害医療支援病院、一般病院、各種事業者の参加があり、連携を強めることができました。

2.13.4 災害拠点病院の被災を予測した補完機能の確保

a. 県の進捗

EMISの定例訓練を平成26年度から開始し、今では多くの病院が参加いただいております、地域での連携を深めています。

2.13.5 救急告示医療機関のEMIS参加促進

a. 県の進捗

各年度で目標値を上回っており、全参加まであと3件（57/60）となっており、引き続き参加要請を進めます。

2.13.6 EMISを用いた災害医療情報の国、県、関係団体間の共有

a. 県の進捗

保健所からの呼びかけにより今では多くの病院が操作に慣れて、訓練に参加いただくようになりました。

2.13.7 災害時の医療を迅速かつ円滑に提供できる体制の整備

a. 県の進捗

県全体の調整、他機関、他自治体等への要請行う県医療本部の担う責は重く、医療本部運営の実行力の向上は必須であることから、訓練の内容や、メンバーの構成など検証を重ねてきました。

今後はメンバーをある程度固定し、集中して行うことで対応力の向上を目指しています。

2.13.8 地域における災害時の医療に関するコーディネート機能の確保

a. 県の進捗

各地域において毎年度目標値を達成しています。協議会では災害時の連携体制について検討を行ったり、訓練の企画などを行いました。

2.13.9 地域における災害医療ネットワークの構築

a. 県の進捗

情報伝達訓練、災害医療コーディネーター研修、EMIS 入力研修、防災講演会など、県内9地域で訓練、研修を実施し、関係各機関等との連携を促進しました。

2.13.10 避難所や救護所における医療ニーズの収集方法の検討（体制、ルール作り）

a. 県の進捗

災害医療コーディネーター研修や、救護班研修へ積極的に参加を求め顔の見える関係の構築を図りました。

2.13.11 避難所での衛生管理体制の確保

a. 県の進捗

「大規模災害時歯科保健活動マニュアル」に基づき、災害時の歯科医療体制の確保のための安否確認システムが導入され、定期的な災害時体制整備のための訓練を行ってきました。ま

た、大規模災害時の被災地への派遣の経験も生かし、災害時の対応に必要な要素をふまえた広いテーマで研修の企画など行ってきました（身元確認のための研修、口腔ケア・食支援にかかる研修など）。28 年度には関係機関同士の連携協定の締結がなされ、大規模災害時に機能する体制基盤が整いつつあるといえます。

災害時の歯科保健医療領域での活動が理解され、市町と地区歯科医師会での協定締結も徐々に進んでいます。

2.13.12 遺体を取り扱う体制の整備

a. 県の進捗

各年度において充実した死体検案研修会をそれぞれ開催し、検案に携わる医師・歯科医師の資質の向上を図り、関係機関との連携強化の成果がありました。

2.14 市町防災力の向上に向けた支援

2.14.1 市町が主体的に取り組む防災・減災対策への支援の実施

a. 県の進捗

地域減災対策推進事業を通じて、市町が実施する強振動対策、津波避難対策、災害時要援護者対策、孤立化防止対策等、市町の防災・減災に向けた取組を推進しました。

また、平成 26～27 年度に実施した、これまでの補助実績や市町の防災・減災対策の進捗状況を調査したうえで、平成 27 年度「三重県新地震・津波対策行動計画」に基づく取組の中間評価に合わせて、補助制度の見直しを行いました。

2.14.2 市町における図上訓練の実施支援

a. 県の進捗

取組を進めた結果、平成 24 年度には取組市町数は 14 市町でしたが、平成 28 年度には 21 市町と増加しています。

市町の図上訓練実施にあたっては、災害対応時、実際に県の窓口となる各地方部の参画を求め、より実践的な訓練となるよう努めています。

平成 27 年度からは、「みえ防災・減災センター」の実施する市町職員の現場対応力の向上に資する研修のカリキュラムに図上訓練を取り入れ、災害対応の最前線に立つ市町職員を対象とした系統的な人材育成を開始しました。

2.14.3 防災担当職員の防災情報システム操作能力向上

a. 県の進捗

年度当初に、市町担当者、県災害対策本部及び災害対策地方部職員向けの操作研修を行いました。また、必要に応じて追加の操作研修を行いました。

2.14.4 常備消防の充実強化

a. 県の進捗

救急救命活動の向上を図るため、引き続き、救急救命士養成機関における消防職員研修派遣を支援します。

救急現場での活動に関する教育を行える救急救命士（指導救命士）の新規養成及び指導救命士を代表し統括する上級指導救命士の認定を行い救急救命士の資質の向上を図っていきます。

2.14.5 消防団の活動支援

a. 県の進捗

三重県消防協会と連携し、2月の消防団員入団促進キャンペーンにおいて、以下の事業に取り組みました。

- (1) 近鉄線の駅貼りポスター広告
- (2) 消防団員募集の新聞広告
- (3) 消防団員募集啓発品の作成
- (4) 消防団パネルの展示
- (5) 消防団PR番組の制作及び放送
- (6) 三重県データ放送「暮らしの便利帳」への掲載

2.15 災害時要援護者への支援（応急対策）

2.15.1 福祉避難所の指定等の促進

a. 県の進捗

高齢者、障がい者、乳幼児などの特に配慮を要する方々を対象とする福祉避難所が全 29 市町で確保されたことから、災害発生時において、一定程度、身近な地域で要配慮者の安全が確保できる体制が進んだと考えます。

2.15.2 介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設）の相互支援協定の締結促進

a. 県の進捗

大規模地震による津波被害が甚大になると想定される東紀州地域において、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設（計 16 施設）が平成 26 年 3 月 14 日に災害時相互支援協定を締結したことをうけ、東紀州地域以外の特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設に対し、災害時における入所者の安全確保に向け、介護保険施設相互間の入居者の避難受け入れ体制等の構築についての検討を文書にて働きかけました。その結果、平成 27 年 12 月 1 日付けで、いなべ市施設サービス連絡会の施設間（10 団体／13 施設）、平成 29 年 3 月 16 日付けで鈴亀地区老人福祉施設協会の施設間（14 団体／22 施設）で「災害時相互支援協定書」締結されました。

2.15.3 「避難所情報伝達キット-絵表示・多言語-つ・た・わ・るキット」の活用促進

a. 県の進捗

外国人住民を主な対象とした防災訓練及び災害時外国人サポーター研修を年 2 回、計 10 回（見込み）開催し、避難所情報伝達キットの市町への普及に努めました。

開催市町

- ・平成 25 年度：鳥羽市、伊賀市
- ・平成 26 年度：紀北町、いなべ市
- ・平成 27 年度：玉城町、津市
- ・平成 28 年度：桑名市、鈴鹿市
- ・平成 29 年度：志摩市（予定）ほか 1 市町

また、大規模災害発生時を想定した図上訓練において、避難所情報伝達キットを活用することにより、キットの普及に努めました。

2.15.4 「みえ災害時多言語支援センター」を通じた支援の実施

a. 県の進捗

1年に1回、大規模災害時の多言語情報提供を想定とした図上訓練を行い、「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営訓練を着実に実施することにより、前年度の意見を取り入れて翌年度に改善するなど、各関係機関との連携が進みました。

2.15.5 三重県災害時保健師活動マニュアルの活用促進

a. 県の進捗

保健師の人材育成研修として、「三重県災害時保健師活動マニュアル」を活用した実践的な研修及び訓練が県・市町保健師を対象に実施できました。

また、災害派遣保健師としての経験も踏まえ、各保健所単位で市町保健師と共に地域における災害対策について、関係者を含めた検討や実践的な研修を実施し初動体制の整備を進めることができました。今後は、「受援体制」についても検討し、引き続き、実践的な研修や訓練を繰り返し実施していく必要があります。

2.15.6 災害時こころのケア活動マニュアルの活用促進

a. 県の進捗

災害時こころのケア研修として、市町・保健所保健師、関係機関担当者等を対象に、毎年継続して研修を実施できました。

また、各保健所や市町で実施する会議や研修会の際に、こころのケアの大切さや「災害時こころのケア活動マニュアル」の活用について周知を図りました。

2.15.7 男女共同参画の視点を持った相談対応への支援

a. 県の進捗

平成26年度より、災害時に市町等において男女共同参画の視点を持った相談対応を行えるよう、相談対応マニュアル作成の検討を開始し、平成27年度に「災害時における男女共同参画視点における相談対応マニュアル」の作成が完了しました。平成28年度以降は同マニュアルについて各市町に活用を促すとともに、男女共同参画センターの事業においても活用し、普及を図りました。

2.16 男女共同参画の視点に立った災害対応・支援体制の確保

2.16.1 防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

a. 県の進捗

平成 27 年度に「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任要綱」及び「同運用要領」を全部改正し、県の附属機関等において男女の委員構成が均衡のとれたものとなるよう配慮する取組を進めるとともに、男女共同参画の視点による防災関連計画への反映に努めました。

2.17 帰宅支援対策の強化

2.17.1 災害時帰宅支援ステーションの協定締結の推進

a. 県の進捗

平成26年度に関西広域連合との協定を締結し、既締結事業者の連絡先の確認を毎年度実施しています。また、災害時帰宅支援ステーション事業への負担金により、事業への協力を行うとともに、協定事業所にステッカーを配布し広く住民に周知しています。

2.17.2 災害時帰宅支援ステーションの周知

a. 県の進捗

協定事業者を通じて、災害時帰宅支援ステーションの店舗等にポスター、ステッカーを掲示し、県民に広く周知してきました。

2.18 避難生活の支援体制の充実

2.18.1 三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドラインの活用促進

a. 県の進捗

三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドラインをベースに、保健所管内の市町栄養業務検討会において、情報交換を行いながら管内または市町のガイドライン策定が始まりました。地域毎に取り組み方は様々ですが、ガイドラインをより具体化するため、避難所における食支援のための訓練シミュレーションマニュアルや炊き出しレシピ、注意喚起のためのポスターやリーフレット、活動に必要な様式を作成した市町もあります。

また、食のボランティア団体に対する研修会の開催や飲食店に対する災害時における食支援意識調査により、地域資源の活用や把握に努めている保健所が増えました。

2.18.2 給食施設災害時体制づくりの推進

a. 県の進捗

給食施設指導においては、4年毎に指導方針を定めており、平成27年度から30年度の4年間の方針では、「災害時・非常時等の給食提供体制の確保」を重点指導の1つとして位置づけ指導しました。

給食施設現場では、災害対応を十分に検討する時間がないとの声もあり、保健所が開催する研修会において、受講形式だけでなく、グループワーク形式の検討や対応マニュアルのフロー図作成など、実践に結びつきやすい内容としてきました。

マニュアルの整備は、十分すすみませんでした。災害時直ちに必要となる食料の備蓄は進みました。

2.18.3 応急的な住宅の確保（応急仮設住宅）

a. 県の進捗

市町において、応急仮設住宅建設候補地の選定や台帳整備等が促進されるとともに、各市町間で候補地の情報共有を行いました。

なお、三重県地震被害想定調査に基づく応急仮設住宅の必要戸数分の候補地が確保されています。

2.18.4 応急的な住宅の確保（一時提供住宅）

a. 県の進捗

平成27年度に作成したマニュアルについて、平成28年に発生した熊本地震の検証結果をふまえた点検を行いました。

2.18.5 災害時支援活動団体への支援

a. 県の進捗

県内での大規模災害発生時に、専門性の高い様々な分野のNPOが迅速に災害支援活動ができるよう、緊急支援活動に係る協定の仕組みについて周知に努め、協定団体の募集を行っていましたが、目標とする協定締結団体数の増加には至りませんでした。

専門性の高いNPOに災害時の活動を支援する仕組みへの参画を促すため、専門性やノウハウを有したNPOの発掘に努めるとともに、災害時におけるNPOの役割について考える機会を提供していく必要があります。

2.18.6 「ペットの防災対策ガイドライン」の策定・普及

a. 県の進捗

ガイドライン策定の参考とするため、三重県獣医師会等の関係団体等を対象とした意見交換会や、三重県獣医師会員、市町関係職員等を対象に南海トラフ地震に備えた対策に関する研修会を開催しました。また、平成28年9月に熊本県と熊本市に職員を派遣し、熊本地震におけるペット対策等について調査を行うとともに、災害時の危機管理対応の拠点となる三重県動物愛護推進センター（あすまいる）を整備しました。

2.19 ライフライン・生活環境の復旧対策の推進

2.19.1 市町水道事業者の応急給水体制の情報共有

a. 県の進捗

三重県水道災害広域応援協定は平成 9 年度に三重県と県内 69 市町村(当時)とで締結され、当協定に基づく実施要領を毎年更新しています。その中で、各市町の資機材保有状況については県内市町に照会をかけ更新し、情報共有を行ってきました。さらに平成 26 年度からは、各市町の管理する給水拠点（浄水場、配水池）の緒元を整理した「災害時における確保水量集計」を作成し、関係市町と情報共有を行いました。

2.19.2 水道における危機管理体制の強化

a. 県の進捗

これまでの間、訓練実施回数が目標を上回り、訓練内容も市町との連携強化に繋がるものであった。平成 29 年度についても、給水タンクを使用した給水訓練や情報伝達訓練などを行うことで、災害発生時の応援体制の充実を図る。

2.19.3 ライフライン関係機関との災害復旧シナリオの共有

a. 県の進捗

ライフライン企業等連絡会議を開催し、三重県復興指針や伊勢志摩サミットへの対応について、情報共有を図りました。

三重県ライフライン企業等連絡会議は、情報共有を中心とした場となっていますが、今後は、災害時における県とライフライン、ライフライン企業間の情報伝達や協力体制がとれるかなどについて、検証していく必要があります。

2.19.4 災害廃棄物処理計画の策定

a. 県の進捗

各市町が災害廃棄物処理計画を策定できるよう、未策定の市町へ個別に助言を行い、策定に向けた技術的支援を行いました。その結果、平成 28 年度末時点で 24 市町が計画を策定しています。県及びすべての市町で、計画期間中の平成 29 年度末には、災害廃棄物処理計画の策定が完了する見込みです。

また、発災後、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うため、災害廃棄物処理スペシャリスト人材の育成を行い、県内複数の地域で県及び市町職員に災害廃棄物処理に精通した人材が配置されるとともに、民間団体や県・市町による災害時の廃棄物処理が円滑に進められる

よう、相互協力体制の維持・強化を図る必要があります。

2.20 被災者の生活再建支援

2.20.1 農業版BCPの策定

a. 県の進捗

農業関係者の防災意識の向上が図られ、土地改良施設等におけるBCPが策定されました。

- ・シミュレーション実施 3地区
- ・BCP策定 土地改良区等 13組織

2.20.2 農林水産業者への共済制度等の周知

a. 県の進捗

関係者に対して、農林水産業者への共済制度（漁業共済（赤潮特約）等）の説明会を実施するとともに、共済の加入が少ない地域には重点的に周知を図りました。

2.20.3 被災農林水産業者の経営再建資金制度の周知

a. 県の進捗

県農林事務所・三重県農業信用協会・JA三重信連・日本政策金融公庫の融資制度担当者を対象にした説明会を継続して開催し、融資制度の周知を図りました。

